

国分寺市障害者計画（第 3 次）実施計画 ・  
第 5 期国分寺市障害福祉計画 ・  
第 1 期国分寺市障害児福祉計画  
【案】

国分寺市

# 目次

第1章 計画策定に当たって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
5 計画策定に当たっての見直しのポイント.....	4
第2章 障害のある人の現状と課題.....	5
1 国分寺市の障害のある人を取り巻く現状.....	5
2 今後の施策推進に当たっての課題.....	8
第3章 障害者計画（第3次）の基本的な考え方.....	10
1 基本理念.....	10
2 基本目標.....	11
3 施策の体系.....	13
4 重点事業.....	14
第4章 障害者計画（第3次）実施計画.....	16
1 実施計画の位置づけ.....	16
2 具体的施策.....	16

第5章	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画	42
1	第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の基本的な考え方	42
2	国の基本指針に基づく成果目標	44
3	障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	50
4	障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策	57
5	地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	60
第6章	計画の推進	67
1	推進体制の整備	67
2	障害者地域自立支援協議会の活用	68
3	市民、各機関及び事業者等との協働	68
4	国・都への要望	68
資料編		69
1	国分寺市障害者施策推進協議会設置条例	69
2	国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿	71
3	計画策定の経過	72
4	用語解説	73



# 第 1 章

## 計画策定に当たって

### 1 計画策定の趣旨

我が国における障害保健福祉施策は、障害のある人の地域における自立した生活を支援する「地域生活支援」を重視し、市町村を中心にサービス提供体制の構築に向けて、社会の動向やニーズ等を踏まえ、必要な法整備が行われてきました。

現在では障害者総合支援法等によりサービス提供体制の充実が図られてきていますが、ニーズの多様化や新たな課題等に対応するため、必要なサービスの創設や改正が引き続き行われています。

平成 26 年 1 月の「障害者の権利に関する条約」の批准までには、「障害者基本法」の改正、「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定等、法制度の見直しが行われ、環境は大きく変化しています。

地域における支援体制が法整備等により充実が図られている一方で、国全体の少子高齢化の進展、家族や地域、社会構造の変化等への対応が急務となっています。

地域が抱える課題は複雑化・複合化し、これまで分野ごとに発展してきた福祉サービスではなく新たなサービスの提供体制や、支える仕組みの構築が求められています。

国では、平成 28 年 6 月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、女性も男性も、また、子ども、高齢者、障害者などのすべての人々があらゆる場で活躍できる地域共生社会の実現が盛り込まれました。

厚生労働省においても、平成 28 年 7 月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部が設置され、地域力強化検討会による検討結果が平成 29 年 9 月に出され、地域共生社会の実現に向けて、包括的な相談支援体制の構築、高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供、誰もが支えあう地域づくりや住民主体の課題解決力の強化など、障害保健福祉施策にとどまらない大きな変革が行われています。

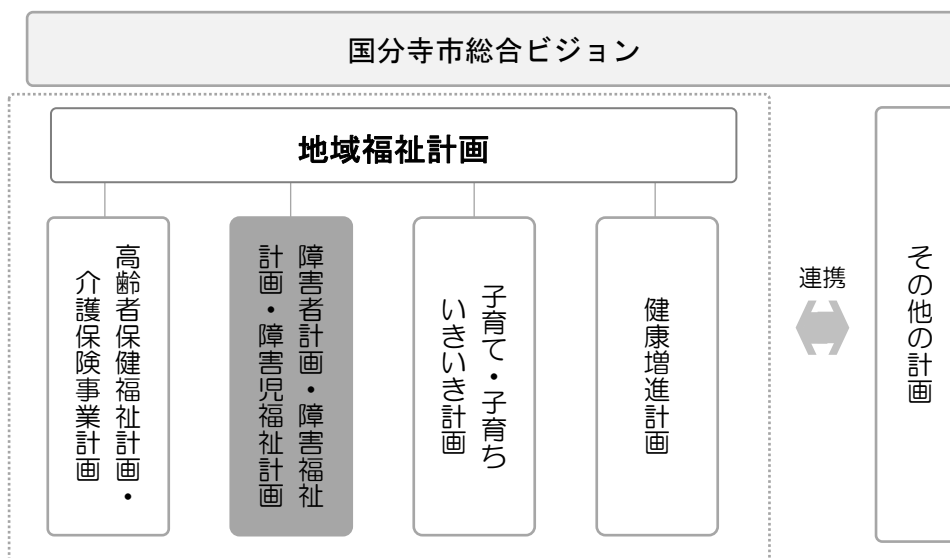
国分寺市では、こうした背景のもと、国分寺市障害者計画（第 3 次）実施計画とともに、障害者総合支援法に規定された第 5 期国分寺市障害福祉計画の策定とあわせて、児童福祉法の改正により市町村に策定することが定められた第 1 期国分寺市障害児福祉計画も一体的に策定し、誰もが支えあい、自分らしく活躍できる地域共生社会の実現に向けての取組を推進します。

## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」を推進するための具体的な取組を定める「障害者計画実施計画」と、障害者総合支援法第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」に当たる計画で、3 計画を一体の計画として策定します。

障害福祉計画は、障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、国の基本指針に基づき、市における障害福祉サービス等の実績を踏まえ、平成 32 年度までの障害福祉サービス等の見込量を示すものです。障害児福祉計画についても、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、障害福祉計画と同様に、平成 32 年度までの障害児通所支援等の見込量を示します。

また、この計画は、国分寺市地域福祉計画の障害分野に係る計画と位置づけられます。内容については、国の「障害者基本計画」、都の「東京都障害者計画・東京都障害福祉計画」を踏まえるとともに、「国分寺市総合ビジョン」をはじめとした他の関連計画との整合性を図るものとしします。



### 3 計画の期間

障害者計画は、平成 27 年度から平成 32 年度までの 6 年間、障害者計画実施計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の計画期間は、平成 30 年度から平成 32 年度までの 3 年間とします。

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度
計画	国分寺市障害者計画（第 3 次）						国分寺市障害者計画（第 4 次）		
	実施計画（前期）			実施計画（後期）					
	第 4 期国分寺市 障害福祉計画			第 5 期国分寺市 障害福祉計画			第 6 期国分寺市 障害福祉計画		
				第 1 期国分寺市 障害児福祉計画			第 2 期国分寺市 障害児福祉計画		

### 4 計画の策定体制

この計画の策定に当たっては、国分寺市障害者施策推進協議会を策定の主たる検討組織とし、障害のある人へのアンケート調査等による市民意見聴取を踏まえ、障害者地域自立支援協議会との連携を図りながら、課題や方向性についての検討を行い、策定しました。

## 5 計画策定に当たっての見直しのポイント

障害福祉計画等の策定に当たっては、国が示した基本指針等に基づき、下記の見直しのポイントを踏まえることとします。

### ① 「地域における生活の維持及び継続の推進」

地域生活支援拠点等の整備を一層進めるとともに、基幹相談支援センターの有効活用などにより相談支援体制の構築を進めます。

### ② 「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」

精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

### ③ 「就労定着に向けた支援」

就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、就労定着支援が創設されることを踏まえ、職場定着率を成果目標に加えます。

### ④ 「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制の構築や、ライフステージに応じた切れ目のない支援と、保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制の構築を図ります。

### ⑤ 「地域共生社会の実現に向けた取組」

高齢者、障害者、児童等の福祉サービスについて、相互又は一体的に利用しやすくすることや、地域づくりを主体的に取り組む仕組みづくりを行っていきます。

### ⑥ 「その他」

その他にも、障害を理由とする差別の解消の推進、意思決定支援、成年後見制度の利用促進などを見直しのポイントとしています。

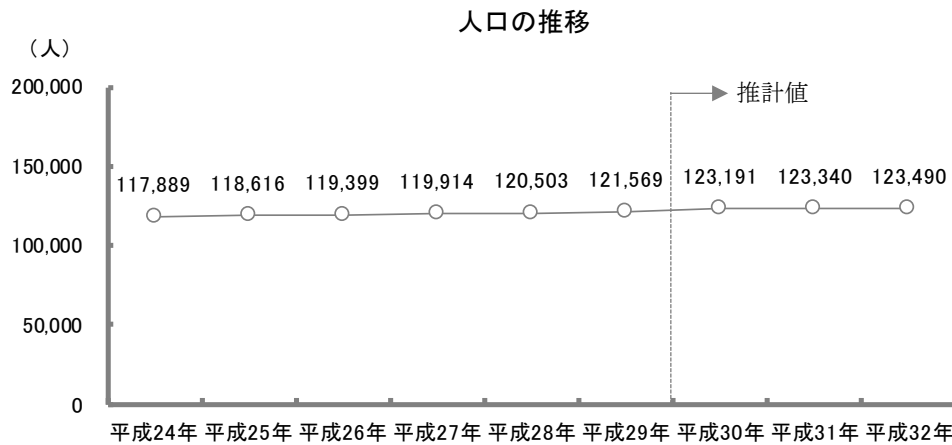
# 第 2 章

## 障害のある人の現状と課題

### 1 国分寺市の障害のある人を取り巻く現状

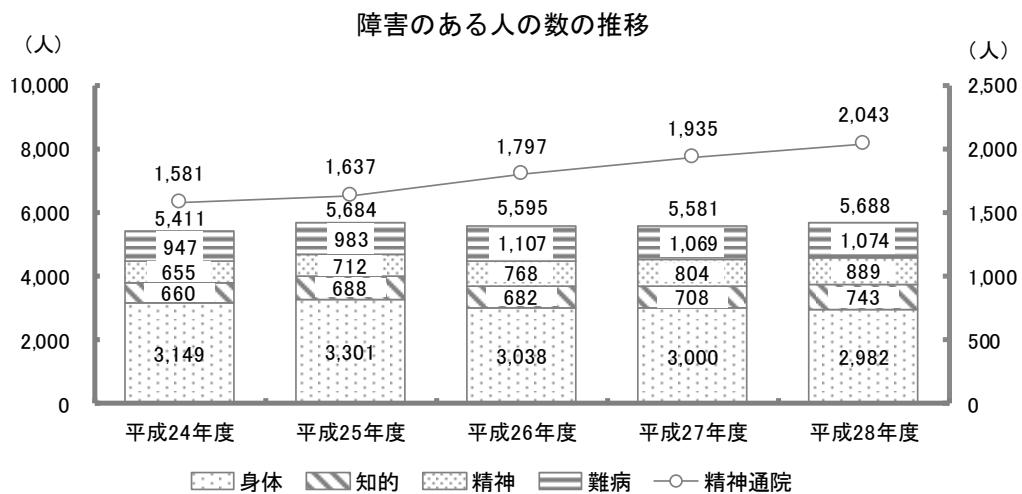
#### (1) 人口

市の人口は微増傾向で推移しており、今後も人口はゆるやかに増加していくものと見込まれています。



#### (2) 障害のある人の人口

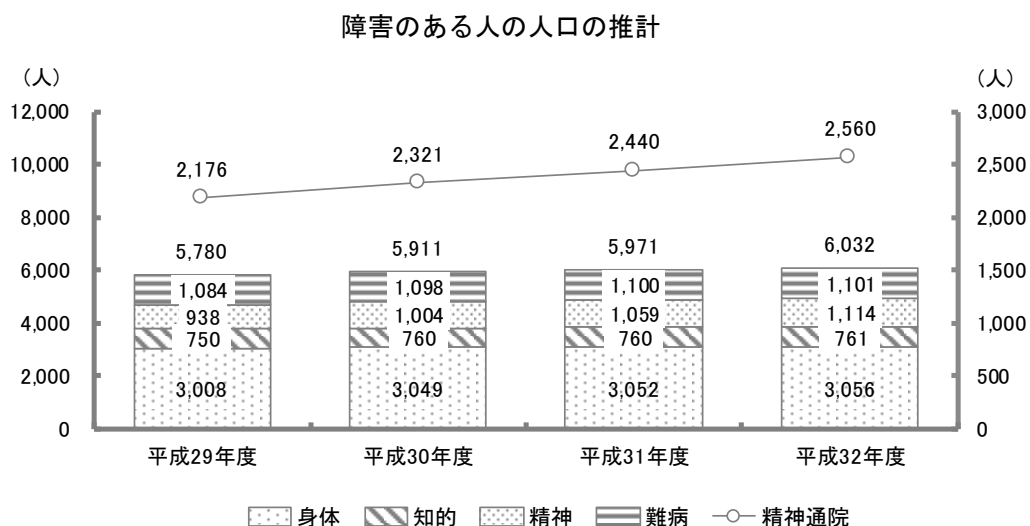
市の障害のある人は増加傾向で推移しており、特に、精神障害者及び精神通院医療受給者の伸びが多くなっています。





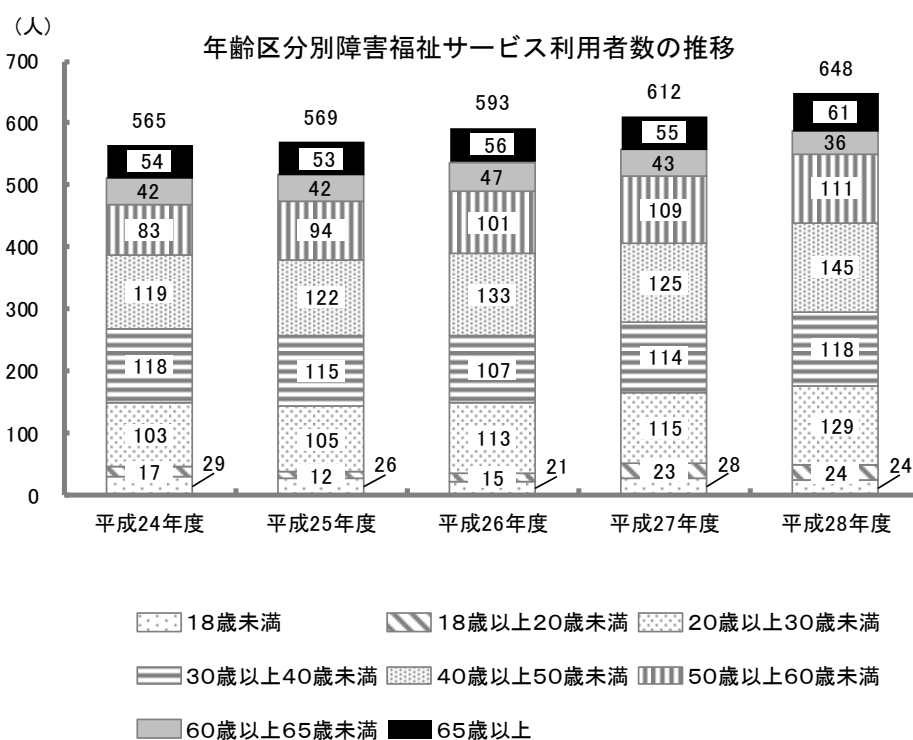
### (3) 障害のある人の人口の推計

市の障害のある人の人口は、平成29年度以降、精神障害者及び精神通院医療受給者を中心に増加することが見込まれています。



### (4) 年齢区分別障害福祉サービス利用者数

障害福祉サービスの年齢区分別利用者数は、20歳以上30歳未満、40歳以上50歳未満、50歳以上60歳未満で増加傾向にあります。

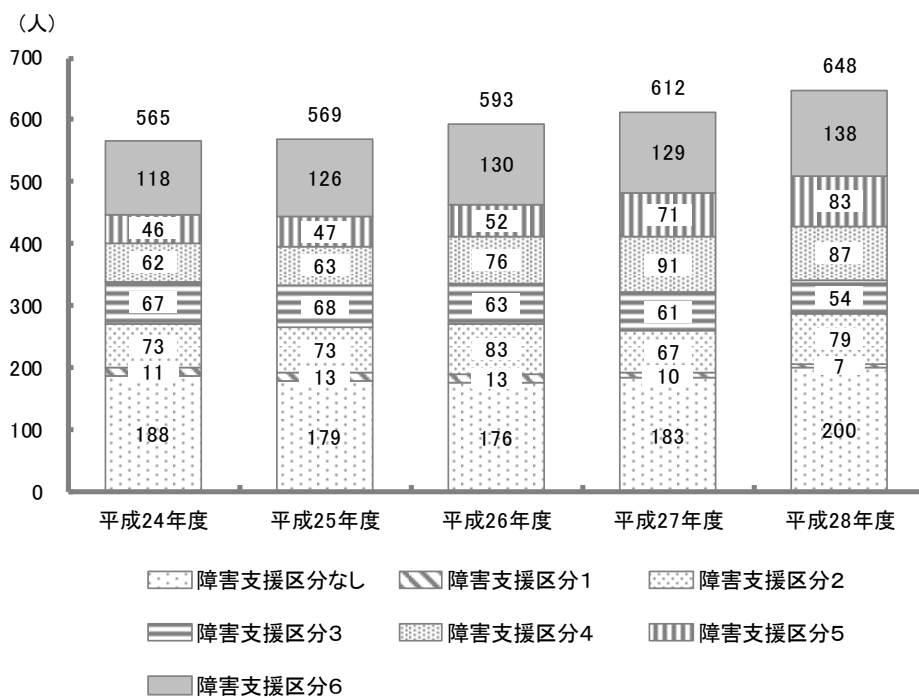


資料：福祉保健部

## (5) 障害支援区分別障害福祉サービス利用者数

障害福祉サービスの障害支援区分別利用者数は、障害支援区分4、5及び6で増加傾向にあります。

障害支援区分別障害福祉サービス利用者数の推移



資料：福祉保健部

## 2 今後の施策推進に当たっての課題

### ① ライフステージを通じた地域生活の支援

障害のある人が住み慣れた地域で暮らしつづけていくためには、ライフステージを通じ、個々のニーズに応じたきめ細かな支援が必要です。

アンケート調査では、知的障害者において、将来望む暮らし方に「グループホーム（介護や支援、見守りがある少人数の共同生活）」への入居を希望する方が多くなっています。また、重症心身障害児（者）や医療的ケアが必要な人に対応できるサービス、緊急時のショートステイなど、社会資源のさらなる充実が求められています。障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、関係機関の連携を図るとともに、障害のある人の地域生活を支えるサービス提供体制の量的・質的な充実が必要です。

### ② 就労の促進と定着に向けた支援

働く意欲をもった障害のある人が、可能な限り自己の希望する形で就労し、地域で自立した生活を送るためには、関係機関が連携して就労・生活支援を一体的に行うとともに、障害者雇用に取り組む企業等への支援や企業の意識向上に向けた啓発を進めることが求められています。また、障害者就労施設における受注拡大や工賃向上など福祉的就労のさらなる充実も重要です。

アンケート調査によると、充実してほしい施策として、「障害者雇用の促進」を望む割合が高く、現在自宅で過ごしている障害のある人のうち、「将来、一般企業で働きたい」意欲を持っている人は約2割（精神障害者は約5割）います。また、一般企業に就職し、働き続けるためには、障害の特性に応じたきめ細やかな支援が求められています。

こうした支援ニーズの多様化や増加に対応するため、地域における福祉、医療、雇用、教育等の関係機関が連携を強化し、就労相談から職場定着支援、生活相談まで一貫した支援の充実が必要です。

また、アンケート調査では、障害者就労施設等の利用者からは、工賃の向上を望む割合が高く、障害者就労施設等において、商品開発や販路拡大など工賃向上の取組の推進が必要です。

### ③ 地域における障害理解の促進と差別の解消

障害のある人が地域で安全安心に日常生活を送るためには、障害特性に応じた配慮や支援が必要であり、障害の有無にかかわらず社会の一員として互いを尊重し、支え合いながら共に生き生きと暮らせる環境を整える必要があります。

アンケート調査では、暮らしやすくなるために充実してほしいこととして、「障害への理解を深めるための啓発」と回答した人が最も多く、周囲の理解が非常に重要となっています。

しかし、障害があるために差別を受けた、嫌な思いをした、と感じた経験の有無については、知的障害者や発達障害者で「あった」と回答した人が5割以上となっています。

障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする地域共生社会の実現に向けて、市民の障害への理解、差別や偏見の解消のため、「心のバリアフリー」を推進していくことが必要です。



## 第 3 章

# 障害者計画(第3次)の基本的な考え方

市では、国分寺市障害者計画（第3次）を平成 27 年度から平成 32 年度までの6年間の計画期間で策定しています。障害者計画実施計画，障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たっては，市の障害者施策全般に関する基本的な計画である障害者計画と整合を図ります。

### 1 基本理念

#### 基本理念

**障害のある人もない人も，共に住み続けたいまち，ふるさと国分寺**

障害のある人もない人も，すべての市民がお互いの個性と人格を認め合い，ともに支え合い，協力しあい，責任を分かち合って生活できる共生社会を目指します。

そのためには，すべての市民が障害について一層の理解を深め，障害のある人が自立して自分らしく生きていけるよう，地域で支える必要があります。

国分寺市障害者計画（第3次）においては，「障害のある人もない人も，共に住み続けたいまち，ふるさと国分寺」を基本理念として，身体障害，知的障害，精神障害，難病，発達障害，高次脳機能障害など，すべての障害のある人に対して，生涯にわたり総合的で一貫した支援を地域の市民とともに推進します。

## 2 基本目標

国分寺市障害者計画（第3次）では、基本理念に基づき、次の5つの基本目標を設定しています。

### 基本目標1：自分らしい暮らしへの支援体制づくり

障害のある人が利用できるサービスは増加してきたものの、様々なサービスが異なる事業所・機関等から提供されています。そのため、障害のある人にとって、身近な地域で相談したり、長期にわたり一貫した支援を受けたりすることが必ずしも容易ではありません。また、障害には様々なものがあり、障害のある人がすべて同じような条件でサービスを利用できる体制にはなっていません。

このような現状を踏まえ、障害の有無とは関係なく、障害のある人が、地域の中で自分らしい暮らしをしていくための支援体制づくりを進めます。

### 基本目標2：自分らしい社会参加や学びへの支援

障害のある人は、地域での生活において、意思疎通や移動に支援を必要とすることがあります。また、一人ひとりの障害に応じた療育や教育を求める声が高まっています。そして、地域の中で自分らしい生活を送るためには、様々な形で地域社会と関わりながら社会参加をする場や機会の確保が求められています。

このような現状を踏まえ、市は、障害のある人が地域の中で、地域の社会資源等を活用しながら、自分らしい社会参加や学びをするための支援を推進します。

### 基本目標3：自分らしい働きかたへの支援

地域において自分らしい生活をしていくためには、それぞれの状況に応じて働くことができることも必要です。しかし、障害のある人が就労する機会や場は十分とはいえません。また、障害のある人の希望に応じて、様々な働き方をするための相談・支援体制は、必ずしも十分とはいえません。

そこで、国分寺市では、障害のある人が自分らしい暮らしを実現することができるようにするためにも、それぞれの状況に応じた働きかたをすることができるような環境づくりを、地域と協働して進めます。

#### 基本目標 4 : 共に生きる地域社会づくり

---

障害のある人が自立して自分らしく地域で生活していくことができるようにするためには、障害のあるなしに関わらず、だれもが利用可能な施設・製品・情報の提供等が求められています。そして、地域社会のすべての人々が障害のある人に対する心の障壁（バリアー）を取り除き、すべての市民が障害について一層の理解を深めることが求められています。

そこで、障害のある人もない人も共に生きる地域社会づくりを推進します。

#### 基本目標 5 : 自立を支援する人づくり

---

障害には様々なものがあり、その支援の在り方に関する知識や技術は多種多様で、常に新たな情報提供や研修の実施等により、障害のある人の自立を支援する人づくりが求められています。

一方、現在の地域は、高齢化などの地域課題を抱え、様々な人々が新たな形での支え合いの必要性を認識しており、障害のある人の自立を支援する人づくりは、そのような地域課題への貢献も可能にすることができると思います。

このような現状を踏まえ、市は、障害のある人の自立を支援するための人づくりを推進します。

### 3 施策の体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔分野〕

〔基本施策〕

障害のある人もない人も、共に住み続けたいまち、ふるさと国分寺

《基本目標 1》 自分らしい暮らしへの支援体制づくり	1 生活支援	(1) 相談・支援体制の充実 (2) 関係機関のネットワークの充実 (3) サービスの質の向上 (4) 生活支援サービスの充実 (5) 経済的支援の充実
	2 保健・医療	(1) 障害の早期発見・早期支援 (2) 障害のある人の健康の維持・増進 (3) 保健・医療・福祉の連携
	1 教育・文化芸術活動・スポーツ等	(1) 療育・教育の充実（障害児支援の充実） (2) 生涯学習・スポーツの推進 (3) 交流・福祉教育の充実
	1 雇用・就業・経済的支援の充実	(1) 一般就労支援の充実 (2) 福祉的就労の充実 (3) 働く力の向上 (4) 地域社会への働きかけ
	1 情報アクセシビリティ	(1) 情報提供体制の充実 (2) 意思疎通支援の充実
《基本目標 2》 自分らしい社会参加や学びへの支援	2 生活環境	(1) 生活拠点の整備 (2) 移動支援の充実 (3) ユニバーサルデザインの推進
	3 安全・安心	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯・消費者被害対策の推進
	4 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 心のバリアフリーの推進 （障害を理由とする差別の解消の推進） (2) 権利擁護の推進
《基本目標 3》 自分らしい働きかたへの支援	1 人材の養成と確保	(1) 障害理解・病気理解の促進 (2) サービスを担う人材の養成と確保 (3) ボランティア等の育成・活動強化 (4) 障害当事者・家族への支援 (5) 事業者支援の充実
《基本目標 4》 共に生きる地域社会づくり		
《基本目標 5》 自立を支援する人づくり		



## 4 重点事業

国分寺市障害者計画（第3次）の計画期間である6年間を目途として、その実現を目指すため、新たな制度への対応やアンケート調査の結果を勘案し、市として重点的に取り組む事業として以下の7つを定め、障害者施策推進協議会での進行管理のもとに着実な推進を図ります。

### 重点事業1：障害に対する理解や配慮の促進

障害者差別解消法の施行も踏まえ、障害に対する理解や配慮が促進されるよう、取組を進めます。障害のある人の自立と社会参加に関わるあらゆる場面で、障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られるよう、障害に対する理解や啓発に努めます。

### 重点事業2：相談支援体制の充実

障害のある人が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアの考え方を念頭に、身近な地域で相談支援を受けることができ、また様々な障害種別に対応することができるよう、総合的な相談支援体制の整備を図ります。

### 重点事業3：ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

障害のある人が、生涯を通じ自分らしい暮らしを実現できるよう、一人ひとりの年齢や障害の状況に応じて、必要なときに必要な支援が受けられる環境を整備するとともに、ニーズにあった適切な支援を途切れなく継続的に受けられる体制の整備に努めます。

### 重点事業4：障害児発達支援に向けた取組の充実

発達障害その他の様々な障害を抱える児童への早期発見・療育から、子どもの発達段階に応じた福祉・医療・教育機関との情報共有等途切れのない支援体制の構築と、保護者への支援の充実を図ります。

### **重点事業 5 : 障害のある人の就労の場の拡大に向けた取組の推進**

---

障害のある人の経済的自立と社会参加を促進するため、一般企業、在宅就労等への障害者雇用に向けた取組や福祉的就労の場の確保、障害者優先調達推進法の施行を踏まえた、就労継続事業所への支援や工賃アップなど、障害のある人の就労の場の確保や機会の拡大を図ります。

### **重点事業 6 : 保健・医療・福祉の連携の推進**

---

障害の重度化・高齢化や医療的ケアの必要性等に対応し、安心した地域生活を支えるため、身近な地域において、保健・医療・福祉のサービスを必要なときに適切に受け取ることができるよう、保健・医療・福祉の多分野、多職種連携を推進し、提供体制の充実を図ります。

### **重点事業 7 : サービス人材等の確保**

---

障害者福祉のサービスを担う専門的な人材の養成・確保に努めます。また、身近な地域での見守りや支援に欠かせない民生委員・児童委員、ボランティア等を支援するとともに、障害のある人同士や家族によるピアサポート等の取組についても推進します。



## 第 4 章

# 障害者計画（第 3 次）実施計画

### 1 実施計画の位置づけ

実施計画は、障害者計画に基づき、市の障害者施策について、具体的な取組を定めることにより、障害者計画を推進することを目的としています。実施計画に定められる事業については、障害者計画に定められた7つの重点事業について、取組内容と計画年度における目標値を設定します。計画期間は障害者計画の計画期間における後期の3年間とし、平成30年度から32年度までとします。

### 2 具体的施策

#### 重点事業 1 障害に対する理解や配慮の促進

##### 1 心のバリアフリーの推進（障害を理由とする差別の解消の推進）

目標：障害に対する理解や配慮が促進される

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
1	理解促進・ 普及啓発事業	障害を理由とする差別の解消を推進するため、障害及び障害のある人に対する理解の促進を図り、普及啓発に努めます。	障害 福祉課	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 障害者差別 解消法施行 周知記事 年1回</li><li>・ 障害者差別 解消法に係 る民間事業 者向け研修 会 年1回</li><li>・ 障害者週間 行事 年1回</li><li>・ 障害者週間 行事の啓発 カレンダー 作成</li></ul>	継続

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
2	障害等に関する情報の発信	市報・ホームページ・ツイッターなどの媒体を活用して、疾病や障害に関する情報や支援にかかわる活動を紹介し、市民や当事者・関係者の理解促進に努めます。	障害福祉課	充実	継続
3	ヘルプカード・ヘルプマークの理解促進・普及啓発事業	援助や配慮を必要としていることを周囲の人に知らせることができる「ヘルプマーク」「ヘルプカード」への理解の促進を図り、普及啓発に努めます。	障害福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルプカード及びヘルプマーク周知記事年1回</li> <li>ステッカーの作成とぶんバスへの貼付</li> <li>総合防災訓練における周知ブースの設置</li> </ul>	継続
4	障害者差別解消支援地域協議会の設置	障害を理由とする差別に関する相談や紛争の防止、解決の取組を進めるための協議会を設置します。	障害福祉課		検討
5	職員研修の実施	国分寺市職員の障害を理由とする差別解消推進対応要綱に基づき、新任職員研修において、障害の理解を深め、障害者への合理的配慮の提供を行うなど適切な対応を行うことが出来るよう研修を実施します。	職員課	年1回	年1回
6	学校での人権教育の推進	障害のある人の人権に対する十分な認識と理解を深めるため、家庭、学校、地域との連携を図りながら、人権教育を推進します。	学校指導課	人権教育推進委員会の開催回数 年3回 人権教育推進資料の発行 年1回	継続
7	市民福祉講座	地域活動支援センターつばさにて、各種福祉講座を実施し、障害のある人に対する理解を深めます。	障害福祉課	開催回数 3回	年3回
8	精神保健啓発事業	心の健康に関する講座を実施し、メンタルヘルスセルフチェックシステムなどホームページの活用により、精神保健や心の健康についての正しい知識の普及に努めます。	健康推進課	メンタルヘルス講座、庁内職員・市民向けゲートキーパー養成講座	年2回以上開催
9	障害者センターまつり	地域の方々とセンター利用者、その家族、職員が交流し、地域での障害理解を深めるために障害者センターまつりを実施します。	障害福祉課	継続	継続
10	市役所内等での障害者就労施設等の自主製品の販売促進	市役所内等のスペースを提供し、障害者就労施設等に自主製品の販売を行ってもらい、障害者就労施設で働く障害のある人の工賃向上につなげます。また、障害のある人とない人の交流の機会を増やし、障害者就労施設に対する理解を促進し、市民への普及啓発の機会とします。	障害福祉課	8ヶ所 3事業所	継続

## 2 権利擁護の推進

目標：障害を理由とする差別が生じることなく、権利が守られる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
11	福祉サービス 総合支援事業	弁護士等による専門相談や第三者性を有する苦情対応機関を設置し、福祉サービス利用に関する苦情への適切な対応を行っていきます。	地域 福祉課 社会福祉 協議会	苦情相談件数 (障害者福祉に係るもの) 0件	継続
12	日常生活自立 支援事業 (地域福祉権利擁護事業)	認知症や知的障害・精神障害等により、日常生活を営むのに支障がある人に対し、福祉サービスに関する相談、助言等のサービス利用援助や、手続き、支払い等の日常的な金銭管理等を行い、地域における福祉サービスを安心して選択・利用でき、主体的に生活することができるよう支援を行います。	地域 福祉課 社会福祉 協議会	契約状況： 知的障害者等： 0件 精神障害者等： 2件 その他の障害： 0件	継続
13	成年後見活用 あんしん生活 創造事業	判断能力の低下により自らの財産管理や日常生活を営むことが困難な方及びその親族への制度利用支援を行います。	地域 福祉課 社会福祉 協議会	制度利用 相談件数 知的障害者： 44件 精神障害者： 76件 その他障害： 0件	継続

## 3 情報提供体制の充実

目標：円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
14	障害福祉 ガイドブック の作成	障害者（児）の福祉施策・福祉サービスの概要や利用の仕方を掲載した障害福祉ガイドブックを作成し、わかりやすい情報提供を行います。	障害 福祉課	年1回発行 内容拡充	継続
15	声の広報発行 事業	声の広報（市報・市議会だより・しろばら・けやきの樹）として、音声録音をしたCDを希望者に提供します。	市政戦 略室	市報CD 延べ人数 474人 選挙延べ人数 27人	継続
16	ホームページ 運営・バリア フリー事業	ホームページに音声読み上げソフトを導入し、市からのお知らせや行政サービスイベントなど幅広い情報の提供を行います。 また、アクセシビリティ（利用しやすさ）の維持・向上のための研修を実施します。	市政戦 略室	継続	継続

## 4 ユニバーサルデザインの推進

目標：バリアフリー化を推進し、ユニバーサルデザインに対する意識を向上させる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
17	バリアフリー 基本構想策定	基本構想の策定を行います。	まちづくり 計画課	検討	基本構想 策定
18	鉄道駅の バリアフリー 化の推進	視覚に障害のある人などが、駅ホームにおいて、線路への転落、電車との接触等をする事故が全国的に増加していることから、鉄道会社と連携して、ホームドアの設置、内方線付き点状ブロックの設置に向け取り組みます。	まちづくり 計画課		<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームドアの設置（1駅）</li> <li>内方線付き点状ブロックの設置（全駅）</li> </ul>
19	国分寺市まち づくり条例 に基づく開発 事業	国分寺市まちづくり条例に基づき、開発事業を行う事業者に対し、基本理念にのっとり、市が実施する福祉施策との調和を図るため、適切な助言又は指導を行います。	まちづくり 推進課	事前 協議件数 67件	開発事業ご との適切な 助言又は指 導の実施
20	福祉のまちづ くりの推進	建築物の建築の際、バリアフリー法・東京都福祉のまちづくり条例に合致し、身体機能に配慮して設計するよう指導していきます。	建築 指導課	届出件数 18件	継続
21	点字ブロック の整備	道路整備を行うときは、点字ブロックの効果的な整備を行います。	建設 事業課	継続	継続
22	公園のバリア フリー化の 推進	公園の入口のバリアフリー整備を行います。	緑と 建築課	52ヶ所	継続
23	新庁舎等の バリアフリー 化の推進	新庁舎建設時は、ユニバーサルデザインを取り入れた庁舎を建設します。	契約 管財課	中断	検討

## 重点事業 2 相談支援体制の充実

### 1 相談・支援体制の充実

目標：身近な地域で相談支援を受けることができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
24	福祉の総合的な相談窓口の体制整備	福祉の総合的な相談窓口の体制整備が求められていることから、市民が安心して相談できる窓口の体制を整備します。	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度からの機構改革の実施に伴い、第 2 庁舎 1 階の福祉保健部及び子ども家庭部の窓口の在り方について、ワンストップサービスが可能なようなレイアウト変更の検討を行った。</li> <li>地域における「(仮称)地域相談窓口」の試行実施について、地域福祉推進委員会で検討を開始した。</li> </ul>	体制の整備
25	指定特定相談支援事業の体制整備	障害者（児）やその家族が、障害福祉サービス等を引き続き安定して利用できるよう、相談支援専門員等の拡充などサービス等利用計画等の作成の促進に向けた体制を整備します。	障害福祉課	7 事業所	相談支援専門員 23 人
26	精神保健医療相談 (心の健康相談)	精神科専門医師による個別相談を精神科医師及び保健師が担当し、月 1 回予約制で実施。精神障害者及びその家族からの医療に関する専門的な相談に応じます。	障害福祉課	開催回数 9 回 相談者数 19 人	継続
27	こどもの発達相談	心身の発達に心配のある又は発達に遅れのある子どもに関する相談を実施します。	子育て相談室	初診相談者数 108 件	158 件
28	精神保健福祉相談	心の問題や精神障害者の生活相談について、保健師等が電話、面接、訪問などによる相談を行います。	障害福祉課	保健師等による相談件数 面接：147 件 電話：511 件 訪問：196 件 関係機関連絡：429 件	継続

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
29	障害者センターにおける高次脳機能障害者支援促進事業	高次脳機能障害者，その家族等に対する相談支援を実施するとともに，医療機関，就労支援センター等の関係機関との連携を図り，適切な支援を提供します。	障害福祉課	1ヶ所	継続
30	障害者センターにおける発達障害者理解促進事業	発達障害者に対する理解促進を図るため，市民及び関係機関の職員等への講座及び研修を実施します。また，発達障害者の状況，生活上の課題，社会資源等を把握し，発達障害者への支援につなげます。	障害福祉課		継続
31	ピアカウンセリング支援	障害者がかかえる，さまざまな問題の解決にあたるための活動としてのピアカウンセリングに対する支援をします。	障害福祉課	継続	継続
32	早期支援体制の整備推進	訪問等による早期支援，家族支援について，障害者地域自立支援協議会（精神保健福祉部会）において協議し，家族支援を含めた障害者への支援体制を整備します。併せて，相談体制の構築や関係機関との連携に努めます。	健康推進課 障害福祉課	業務連絡会で事例検討や情報共有を実施。保健所と協力し未治療者への支援実施。	体制の整備
33	教育相談事業	適切な教育対応を可能にするために，障害の状態を的確に判断するとともに，保護者等の十分な理解を得るため，教育相談や就学相談との連携を図ります。	学校指導課	相談件数 383件	継続

## 2 関係機関のネットワークの充実

目標：個々のニーズに対応した支援を総合的に行う

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
34	障害者施策推進協議会の運営	障害者計画等の進行管理，評価等に関することなど必要な事項を調査審議し，障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。	障害福祉課		年5回
35	障害者地域自立支援協議会の運営	障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを進めるため，障害福祉にかかわる地域の関係者が参加し，障害者地域自立支援協議会を開催します。地域全体で障害福祉に関する課題を共有し，関係機関と連携を図りながら，課題の解決に向けた取組を行います。	障害福祉課	年3回	年3回
36	就労支援部会	福祉，労働，教育等の関係機関等の関係者が参加し，地域の就労支援に関する課題等について協議，検討を行い，地域の就労支援ネットワークの構築などに取り組みます。	障害福祉課		年5回



通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
37	相談支援部会	障害福祉にかかわる地域の相談支援機関等の関係者が参加し、地域の相談支援に関する課題等について協議、検討を行い、地域の相談支援体制の充実などに取り組みます。	障害福祉課		年 7 回
38	精神保健福祉部会	精神保健福祉医療の関係者が参加し、互いに情報共有とネットワーク構築を行うとともに、精神保健福祉に関する課題の抽出と解決に向けた取組を行います。	障害福祉課		年 5 回
39	基幹相談支援センターによる地域ネットワーク研修	障害福祉にかかわる地域の関係機関や支援者等を対象に、「地域移行」、「障害と介護の連携」、「障害児支援における福祉・医療・教育の連携」などをテーマとした研修等を実施し、地域のネットワーク構築を進めるとともに、関係者の支援力の向上を図ります。	障害福祉課		継続
40	難病相談	健康推進課・障害福祉課、障害者センター、保健所、東京都難病相談・支援センターなどの連携・協力により、相談体制の充実に努めます。	障害福祉課	難病等で長期療養の必要がある方へ相談実施、保健所との連携	継続
41	教育・就学相談体制の整備	早期から適切な教育相談・就学相談が行えるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実に努めます。	学校指導課	個別支援委員会 年 18 回	継続
42	進学等への支援	中学校課程修了後は、高等学校や特別支援学校の高等部、専門学校や職業訓練校への通学等、多様な選択が可能になるよう関係機関に要請していきます。	学校指導課	特別支援学級が設置されている中学校において実施している	進学について情報提供を図る

### 3 サービスの質の向上

目標：ニーズに対応したサービスを受けることができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
43	相談支援専門員の資質向上	相談支援専門員の資質向上のための各種研修を実施します。また、定期的に相談支援事業所を訪問し、サービス等利用計画等の作成及びケース支援に関して必要な助言を行います。	障害福祉課		継続
44	サービス提供事業所等への指導検査体制の整備	東京都と連携し、サービス提供事業所等への指導検査体制を整備します。	障害福祉課	研修等への参加	体制の整備
45	事業者向け研修	基幹相談支援センターにおいて、障害福祉にかかわる地域の支援者を対象とした虐待防止、権利擁護などに関する研修を実施します。	障害福祉課		研修の実施
46	福祉サービス第三者評価受審支援事業	サービス提供事業者の第三者評価受審費用を補助し、福祉サービス第三者評価の普及・受審促進を図ります。障害者福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進を図ります。	地域福祉課	障害福祉サービス提供事業者の第三者評価受審件数 6件	継続
47	日中活動系サービス第三者評価受審支援事業	日中活動系サービス提供事業者の第三者評価受審費用を補助し、福祉サービス第三者評価の普及・受審促進を図ります。	障害福祉課	3事業所	継続

## 重点事業3 ライフステージを通じた支援の仕組みづくり

### 1 生活支援サービスの充実

目標：多様なニーズのある人がサービスを受けることができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
48	障害者（児）緊急入所保護事業	在宅の障害のある人を介護している家族が疾病等により、家庭で介護ができなくなった場合に、一時的に施設で緊急保護します。	障害福祉課	28日	継続
49	生活サポート事業	介護給付等のサービスが利用対象外となる障害のある人等に対し、生活を維持していく上で必要な支援を行います。	障害福祉課	0件	継続
50	重度身体障害者寝具乾燥事業	ひとり暮らしの重度身体障害者で、寝具の自然乾燥が困難な人に対して、寝具乾燥を行います。	障害福祉課	3人	継続
51	補装具費の支給	身体障害者手帳所持者及び指定難病等による障害のある人に、補装具費（購入・修理）を支給することにより、職業その他日常生活の利便を図るとともに、自立を促進します。	障害福祉課	支給決定件数 231件	継続
52	ふれあい訪問収集	高齢や障害などの理由により、所定の場所にごみを出すことが困難な世帯を対象に、職員が玄関先で安否を確認しながらごみを収集します。	環境対策課	119世帯	継続

### 2 障害のある人の健康の維持・増進

目標：健康や体力の維持，機能低下を防ぐことができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
53	歯科医療連携推進事業	歯科衛生士が障害者等歯科相談窓口でかかりつけ歯科医を探すことが困難な障害者、在宅要介護者等の相談を受け、身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう、歯科医師会コーディネーターと連携して対応します。	健康推進課	相談件数 電話:114件 訪問:23件 面接:24件	継続
54	メンタルヘルスセルフチェックシステム(心の体温計事業)	障害のある人の健康への不安や健康づくりにこたえるため、健康や医療の情報を積極的に提供していきます。	健康推進課	市報・ツイッター・ホームページ（「心の体温計」運営）による情報提供。心の体温計ポスター掲示、ティッシュの配布。	継続
55	難病患者等言語リハビリ事業	言語聴覚士等による言語リハビリ事業を支援します。	障害福祉課	継続	継続

### 3 経済的支援の充実

目標：経済的に自立した生活をおくることができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
56	グループホーム等に係る家賃助成事業	知的障害者、重度身体障害者等のグループホーム利用者に対し、家賃の一部を助成します。	障害福祉課	助成者数 42人	継続
57	障害者(児)に対する手当支給事業	在宅の重度障害者(児)等に対して、各種手当を支給します。	障害福祉課 子ども子育てサービス課	継続	継続
58	心身障害者(児)医療費の助成	身体障害者手帳1, 2級(内部障害者は3級の人も含む。)又は愛の手帳1, 2度の所持者に対して、心身障害者医療費助成受給者証(マル障)を交付し、病院等で支払う健康保険の自己負担金の一部を助成します。	障害福祉課	医療券所持者数 776人	継続
59	自立支援医療(育成医療・更生医療・精神通院医療)	身体や精神に障害のある人に対し、その医療費の一部を助成します。	障害福祉課 子ども子育てサービス課	継続	継続
60	小児精神障害者入院医療費助成	精神障害のため精神病室に入院治療を必要とする満18歳未満の人の入院医療費を助成します。	障害福祉課	申請件数 4件	継続
61	難病患者等医療費助成	国等が認定した難病等に罹患し、疾病ごとに定められた認定基準を満たす人が、病院等に支払う健康保険の自己負担分の一部を助成します。	障害福祉課	新規・更新件数 1,224件	継続
62	小児慢性特定疾病医療費助成	東京都が定める疾病に罹患する満18歳未満の人に自己負担金の一部を助成します。	健康推進課	申請件数 137件	継続
63	インフルエンザ予防接種費助成	身体障害者手帳1級(内部障害・年齢要件あり)の人が、予防接種実施医療機関においてインフルエンザ予防接種を受けた場合、予防接種料金の約半分に当たる額を助成します。	健康推進課	助成件数 11,171件 (高齢者助成分含)	11,000件
64	粗大ゴミ等廃棄物処理手数料の免除	身体障害者手帳1, 2級、愛の手帳1, 2度、精神障害者保健福祉手帳1級の人がいる市民税非課税世帯の廃棄物処理手数料を免除します。	環境対策課	免除件数 210件	継続
65	国分寺市営自転車駐車場定期使用料減免	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人の市営自転車駐車場定期使用料を減免します。	交通対策課	減免件数 112件	検討
66	国分寺市体育施設等使用料免除	市内にお住まいの身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人並びにこれらの介護者がフィットネスルーム、プールなどの個人利用をするときの施設使用料を免除します。	スポーツ振興課	継続	継続

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
67	身体障害者福祉電話通話料助成事業	障害者等日常生活用具給付等事業において電話の貸与を受けている人に、基本料金等を助成します。	障害福祉課	利用者数 5人	継続
68	郵送による図書の貸出し・返却	郵送で一般図書、声の図書（朗読カセットやCD）、点字図書などを無料で貸出します。	図書館課	継続	継続

#### 4 生涯学習・スポーツの推進

目標：地域活動，ボランティア活動，文化芸術活動，スポーツを行うことができる環境がある

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
69	くぬぎ教室	市内在住、在学又は在勤の18歳以上の愛の手帳2度～4度の所持者を対象に、サロンなど余暇活動をとおして、仲間作り、社会性や生きる力を身につける活動を行います。また、「ステップアップくぬぎ教室」において、自活にむけた活動支援を行います。	公民館課	本多は教室年11回・サロン6回、並木は教室年11回・サロン4回、恋ヶ窪は教室年11回	継続
70	児童生徒の地域活動促進事業	国分寺市地域活動連絡会の事業費を補助することで、障害のある児童生徒の地域活動を促進し、事業の充実に努めます。	社会教育課	継続	継続
71	アラジン運営委員会事業	アラジン運営委員会の事業費を補助することで、障害のある青年の地域活動を促進し、事業の充実に努めます。	社会教育課	継続	継続
72	ロビーコンサート	障害者団体と共催し、同団体の周知と、障害者との交流を目的に、市民グループの参加を広く呼びかけ、コンサートを開催します。	公民館課	1回/年	継続
73	スポーツ推進委員事業	障害のある人が運動を行う場合の指導等の協力を行います。	スポーツ振興課	障害者スポーツに関する研修会に参加	継続
74	図書館における対面朗読	希望する資料を直接利用者に向けて、読み手が朗読します。	図書館課	実績なし	継続
75	声の図書の収集・作成・貸出し	図書を朗読し、カセットに吹き込んだ声の図書、CDに吹き込んだDAISYを収集・作成し、貸出します。	図書館課	貸出 687タイトル	700タイトル
76	大活字本の貸出し	小さな活字で読みにくい人には、活字の大きな大活字本を収集し、貸出します。	図書館課	貸出 2,752冊	2,800冊
77	拡大読書器の設置	小さな活字では読みにくい人のために、図書の文字を大きく見せることのできる拡大読書器を設置します。	図書館課	設置台数 3台	継続

## 5 交流・福祉教育の充実

目標：障害に応じた教育を受けることができる

通 番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
78	教育研究指導 事業	障害のある児童生徒と通常学級で学ぶ児童生徒の相互理解を深めるため、各学校の教育課程の中で、交流教育を行います。	学校 指導課	特別支援学級が設置されている小中学校において、行事、教科、特別活動等を通して交流を図っている。	交流及び共同学習の推進を図る
79	巡回型の特別 支援教室への 移行	小学校において、現行の情緒障害等通級指導学級から、巡回型の特別支援教室への移行を図ります。	学校 指導課	通級指導 学級数 5校	市立小学校 全校への特別 支援教室 の設置
80	サポート教室	第3次国分寺市特別支援教育基本計画に基づき、サポート教室を全校に設置し、通常の学級に在籍する児童・生徒への教科指導の補充を図ります。	学校 指導課	特別支援教室数（現行のサポート教室）11校	市立小・中学校へのサポート教室の 全校設置
81	副籍制度	副籍制度における交流及び共同学習を通して、障害理解の促進を図ります。	学校 指導課		希望に応じて副籍制度を適切に実施する

## 6 地域生活の安心・安全の確保

目標：地域で安心して暮らすことができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
82	災害ボランティアコーディネーター養成	災害ボランティアセンターのスタッフとなるコーディネーター養成講座を実施し、災害時の支援体制を強化します。	社会福祉協議会 防災安全課	防災まちづくり学校の中で実施	継続
83	専門的知識等を持つボランティアの登録	災害時に具体的な対応ができるよう専門的知識等を持つ災害ボランティアを登録します。	社会福祉協議会 防災安全課	発災後の登録に変更 ※登録者数6名(介護福祉士2, 要約筆記者3, アマチュア無線1)	継続
84	避難行動要支援者の支援	災害時に、自らの命を守るためにはどのようなことが必要であるかといったことを、障害児(者)、高齢者などの避難行動要支援者と周りの支援者について明確にし、避難行動要支援者とその家族、地域住民等の危機管理意識を向上させるため、避難行動要支援者とその家族、地域住民が、協力して災害発生時に適切な行動ができるよう啓発を図ります。	地域福祉課	・新制度向けマニュアル(保存版・簡易版・音声読み上げ対応版)をホームページに掲示。 ・避難行動要支援者登録者総数2,679名(名簿を支援者へ提供)	継続
85	緊急通報システム・火災安全システム	ひとり暮らし等の重度身体障害者等が家庭内で緊急事態(病気・火災)に陥ったとき、通報機器で東京消防庁に通報することにより、速やかな援助を行います。	障害福祉課	緊急通報システム2件 火災安全システム1件	継続
86	市民防災まちづくり学校事業	市民防災まちづくり学校を開催し、安全で住みやすいまちづくり、地域づくりの学習の場を広く提供し、安全なまちづくりを推進していきます。	防災安全課	受講者数45人 累計1,759人	受講者数43人 累計1,931人
87	防災まちづくり推進地区事業、市民防災推進委員会事業	町会、自治会やコミュニティ協議会などと連携を図り、地域住民による声かけ・見守り運動を推進します。	防災安全課	防災まちづくり推進地区14地区 委員認定者数1,194名	防災まちづくり推進地区16地区 委員認定者数1,332人
88	震災総合防災訓練事業	災害発生時における避難場所、誘導方法などの確認、また、日頃の災害への備えなどについて周知を図ります。	防災安全課	総参加者数1,393名	総参加者数2,000人

## 7 生活拠点の整備

目標：地域で暮らし続けることができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
89	障害者単身 生活サポート 事業	地域での単身生活を希望するグループホーム入所者に対し、賃貸借契約による一般住宅への入居に必要な支援を行うとともに、地域で安心して障害者が暮らし続けられるために、24時間の支援体制を整備します。	障害 福祉課	1ヶ所	継続
90	重度身体障害 者(児) 住宅整備改善 給付事業	在宅の重度の身体障害者(児)に対し、現在居住する住宅の設備を改善(玄関、便所など)するための費用の給付を行います。	障害 福祉課	中規模改修 4件 屋内移動設備 1件	継続
91	住宅の 整備事業	市営住宅の入居者募集に当たっては、公営住宅法に基づき障害者の入居について配慮していきます。	契約 管財課	継続	継続

## 8 移動支援の充実

目標：社会参加しやすくなる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
92	福祉有償運送 事業	移動制約者、移動困難者の通院時等の移動手段の確保に対するニーズを把握し、公共交通機関では不足するような部分を道路運送法に基づく福祉有償運送を行うNPO法人等の団体により確保します。	地域 福祉課	2団体実施	継続
93	福祉有償移送 事業所への 支援	福祉有償移送事業所の運営費を支給し、障害者の移動手段の拡充を図ります。	障害 福祉課	継続	継続
94	心身障害者 (児)通院・ 通所訓練等交 通費助成	身体障害者手帳1,2級(内部障害は3級を含む。),愛の手帳1,2度の人に医学的治療のための通院,機能回復訓練のための通所等の交通費を助成します。	障害 福祉課	登録者数 1,346人	制度見直し について 検討
95	自動車運転教 習費用・自動 車改造費の 助成	公共交通機関の利用が難しい身体障害者及び知的障害者に対して自動車運転免許の取得費用を,重度の肢体不自由者に対して自動車の操向装置及び駆動装置の改造費用をそれぞれ助成します。	障害 福祉課	助成件数0 件	継続



## 重点事業 4 障害児発達支援に向けた取組の充実

### 1 障害の早期発見・早期支援

目標：障害の早期発見・早期支援ができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
96	乳幼児健康 診査	3～4ヶ月児，6～7ヶ月児，9～10ヶ月児，1歳6ヶ月児，3歳児健診，発達健診，経過観察健診，精密健診を実施し，発育・発達状態を確認します。各段階で健康診査を行うことにより，保護者及び乳幼児の疾病や障害の早期発見をし，早期支援が行えるよう関係機関との連携を強化します。	健康 推進課	集団健診は各健診原則月2回。6・9ヶ月児は個別医療機関受診。	継続
97	心理相談・ 乳幼児育成 事業	1歳6ヶ月児健診，3歳児健診で発達支援が必要とされるお子さんについての個別相談を実施し，育児への助言や障害の有無についてスクリーニングを行います。必要時，発達健診や精密健診へつなぎます。また，乳幼児育成事業では，親子遊びを通じて育児への助言と集団場面での様子を観察して発達の支援を行います。	健康 推進課	個別相談 17回 心理相談件数 1歳6ヶ月～3歳未満：延べ176人，3歳以上：延べ376人 発達健診受診者：延べ81人，育成事業(月1回)：延べ178人	発達健診 年18回 乳幼児育成 事業 年12回
98 (33)	教育相談事業	適切な教育対応を可能にするために，障害の状態を的確に判断するとともに，保護者等の十分な理解を得るため，教育相談や就学相談との連携を図ります。	学校 指導課	相談件数 383件	継続
99	障害児への 相談機能の 整備	障害のある児童生徒の障害や心理に対する理解を深めるため，担当教員の研修を実施するなど相談機能の強化・充実を図ります。	学校 指導課	・特別支援教育コーディネーター推進委員会 年4回 ・特別支援教育研修会 年5回	継続
100	訪問指導事業	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）における産後うつスクリーニングや各種保健事業で個別対応が必要な人及び希望者に保健師等が訪問し，障害の早期発見・早期治療・早期支援に努めます。	健康 推進課	訪問実施率 95.8% 産婦訪問： 実1,018 (延1,026)件， 新生児訪問： 実919 (延1,112)件	継続
101	母子保健相談 事業	乳幼児母性健康相談や親子ひろばでのミニ相談会や電話，訪問等による個別相談を実施します。	健康 推進課	乳幼児母性健康相談 9回 親子ひろばミニ相談会 18回	継続
102	親子ひろば	障害児も含む乳幼児（主に0～3歳）とその保護者，妊娠期の人が安心して集える場で，育児相談も行います。	子育て 相談室	14か所	11か所

## 2 療育・教育の充実（障害児支援の充実）

目標：ニーズに応じた療育・教育を受けることができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
103	こどもの発達センター つくしんぼの事業	心身障害児や発育上、一時的に援助を必要としている児童に対して、適切な指導援助を行うとともに、保護者の相談を受け、支援の拡大を図ります。また、一貫した支援ができるようネットワークづくりを推進するとともに、発達障害に対する相談業務の拡充を図ります。	子育て 相談室	相談件数 4,425 件	相談件数 5,000 件
104	統合保育事業	公立保育園・私立保育園を問わず全園で障害児の受入れを実施します。	子ども 子育て 事業課	20 園 (公立 6 園・ 私立 14 園)	34 園 (公立 5 : 私立 : 29)
105	学童保育所の 保育	保護者の就労等により、適切な保育を受けられない児童について、家庭に代わり保育します。	子ども 子育て 事業課	障害児 小学生 65 人 中学生 12 人	障害児定員枠 小学生 74 人 中学生 16 人

## 重点事業 5 障害のある人の就労の場の拡大に向けた取組の推進

### 1 一般就労支援の充実

目標：一般就労することができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
106	障害者就労支援センターの運営	障害者の一般就労の機会の拡大を図ると共に、障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供します。	障害福祉課	継続	継続
107	障害者雇用の促進	国分寺市役所の障害者雇用法定雇用率の維持に努めます。	職員課	法定雇用率 2.3% 市雇用率 2.34%	法定雇用率 2.6%以上

### 2 福祉的就労の充実

目標：適性に応じた働き方をすることができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
108 (10)	市役所内等での障害者就労施設等の自主製品の販売促進	市役所内等のスペースを提供し、障害者就労施設等に自主製品の販売を行ってもらい、障害者就労施設で働く障害のある人の工賃向上につなげます。また、障害のある人とない人の交流の機会を増やし、障害者就労施設に対する理解を促進し、市民への普及啓発の機会とします。	障害福祉課	8ヶ所 3事業所	継続
109	障害者就労施設等からの優先調達の推進	市の障害者就労施設等からの物品等の調達方針を広く庁内に周知し、障害者就労施設等からの物品・役務の調達を拡大します。	障害福祉課		継続

### 3 働く力の向上

目標：働くための支援を受けることができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
110	就労支援プラン連絡専門部会の開催	庁内関係部署間の情報交換や調整を図り、就労支援策の効率的・効果的な推進を図るため、庁内連絡会を開催します。これにより、庁内関係部署による情報の共有化や、就労支援施策の進行管理に取り組みます。	経済課	年3回開催	年2回
111	就労支援のための関係機関との連携	地域雇用創出に向けた情報交換、就労支援事業を進めるため、国分寺市就労支援地域連絡会を開催します。地域連絡会では、関係機関・団体との意見・情報交換、連携のほか、地域雇用の創出を目的とした事業について検討を進めます。	経済課	年2回開催	年2回
112	地域の就労支援ネットワークの構築	障害者地域自立支援協議会就労支援部会において、福祉、労働、教育等の関係機関が、地域の就労支援に関する課題について協議し、課題の解決のために必要な取組を実施することを通じて、関係機関の連携を強化し、また、就労支援地域連絡会とも情報共有を図りながら地域の就労支援ネットワークづくりを進めます。	障害福祉課		継続
113	障害者就労施設によるネットワークの連携強化や製品開発及び販路拡大のための取組の促進	障害者地域自立支援協議会就労支援部会において、市内の障害者就労施設等による「国分寺お仕事ネット」とも連携を図りながら、障害者就労施設によるネットワークの連携強化や製品開発及び販路拡大のための取組を進めていきます。	障害福祉課		継続
114 (106)	障害者就労支援センターの運営	障害者の一般就労の機会の拡大を図ると共に、障害者が安心して働き続けることができるよう、身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供します。	障害福祉課	継続	継続
115	職場体験機会の提供	障害のある人の就労に向けた訓練の一環として、市役所内で職場体験実習を実施します。また、地域の企業でも職場体験実習が行えるよう企業に協力を求めています。	障害福祉課	年5回実施 13名が9日間で6課の作業を実施。	継続

## 4 地域社会への働きかけ

目標：障害のある人が働き続けることができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
116	就労支援センター運営委員会	就労支援センター運営委員会を通し、障害別、個別・効果的な支援の在り方の検討、職場開拓・就労支援ネットワーク構築を行います。	障害福祉課	継続	継続
117	地域の企業における障害者雇用の促進	障害者就労支援センターに配置されている地域開拓促進コーディネーターを中心に、ハローワーク等の関係機関と連携するとともに、商工会や青年会議所等の協力を得て、地元企業に対し、障害者雇用啓発セミナーや障害者就労施設の見学会などを実施し、地域の企業における障害者雇用の促進を図ります。	障害福祉課		継続
118	入札参加業者の障害者雇用の格付け加点	市の入札参加資格審査申請において障害者の雇用状況を登録させ、業者選定に反映するとともに、障害者雇用の市内業者には格付けに際し加点します。	契約管財課	継続	継続

## 重点事業 6 保健・医療・福祉の連携の推進

### 1 保健・医療・福祉の連携

目標：障害の特性に応じた支援を受けることができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
119 (53)	歯科医療連携 推進事業	歯科衛生士が障害者等歯科相談窓口でかかりつけ歯科医を探すことが困難な障害者、在宅要介護者等の相談を受け、身近な地域で適切な歯科医療を受けられるよう、歯科医師会コーディネーターと連携して対応します。	健康 推進課	相談件数 電話:114 件 訪問:23 件 面接:24 件	継続
120 (35)	障害者地域自立 支援協議会の運営	障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、障害福祉に関わる地域の関係者が参加し、障害者地域自立支援協議会を開催します。地域全体で障害福祉に関する課題を共有し、関係機関と連携を図りながら、課題の解決に向けた取組を行います。	障害 福祉課	年 3 回	年 3 回
121 (36)	就労支援部会	福祉、労働、教育等の関係機関等の関係者が参加し、地域の就労支援に関する課題等について協議、検討を行い、地域の就労支援ネットワークの構築などに取り組みます。	障害 福祉課		年 5 回
122 (37)	相談支援部会	障害福祉にかかわる地域の相談支援機関等の関係者が参加し、地域の相談支援に関する課題等について協議、検討を行い、地域の相談支援体制の充実などに取り組みます。	障害 福祉課		年 7 回
123 (38)	精神保健福祉 部会	精神保健福祉医療の関係者が参加し、互いに情報共有とネットワーク構築を行うとともに、精神保健福祉に関する課題の抽出と解決に向けた取組を行います。	障害 福祉課		年 5 回

## 2 相談・支援体制の充実（再掲）

目標：身近な地域で相談支援を受けることができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
124 (24)	福祉の総合的な相談窓口の体制整備	福祉の総合的な相談窓口の体制整備が求められていることから、市民が安心して相談できる窓口の体制を整備します。	地域福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度からの機構改革の実施に伴い、第 2 庁舎 1 階の福祉保健部及び子ども家庭部の窓口の在り方について、ワンストップサービスが可能となるようなレイアウト変更の検討を行った。</li> <li>地域における「(仮称) 地域相談窓口」の試行実施について、地域福祉推進委員会で検討を開始した。</li> </ul>	体制の整備
125 (25)	指定特定相談支援事業の体制整備	障害者（児）やその家族が、障害福祉サービス等を引き続き安定して利用できるよう、相談支援専門員等の拡充などサービス等利用計画等の作成の促進に向けた体制を整備します。	障害福祉課	7 事業所	相談支援専門員 23 人
126 (26)	精神保健医療相談 (心の健康相談)	精神科専門医師による個別相談を精神科医師及び保健師が担当し、月 1 回予約制で実施します。精神障害者及びその家族からの医療に関する専門的な相談に応じます。	障害福祉課	開催回数 9 回 相談者数 19 人	継続
127 (27)	こどもの発達相談	心身の発達に心配のある又は発達に遅れのある子どもに関する相談を実施します。	子育て相談室	初診相談者数 108 件	158 件
128 (28)	精神保健福祉相談	心の問題や精神障害者の生活相談について、保健師等が電話、面接、訪問などによる相談を行います。	障害福祉課	保健師による相談件数 面接：147 件 電話：511 件 訪問：196 件 関係機関連絡：429 件	継続

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
129 (29)	障害者センターにおける高次脳機能障害者支援促進事業	高次脳機能障害者、その家族等に対する相談支援を実施するとともに、医療機関、就労支援センター等の関係機関との連携を図り、適切な支援を提供します。	障害福祉課	1ヶ所	継続
130 (30)	障害者センターにおける発達障害者理解促進事業	発達障害者に対する理解促進を図るため、市民及び関係機関の職員等への講座及び研修を実施します。また、発達障害者の状況、生活上の課題、社会資源等を把握し、発達障害者への支援につなげます。	障害福祉課		継続
131 (31)	ピアカウンセリング支援	障害者がかかえる、さまざまな問題の解決にあたるための活動としてのピアカウンセリングに対する支援をします。	障害福祉課	継続	継続
132 (33) (98)	教育相談事業	適切な教育対応を可能にするために、障害の状態を的確に判断するとともに、保護者等の十分な理解を得るため、教育相談や就学相談との連携を図ります。	学校指導課	相談件数 383 件	継続

### 3 関係機関のネットワークの充実（再掲）

目標：個々のニーズに対応した支援を総合的に行う

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
133 (35) (120)	障害者地域自立支援協議会の運営	障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを進めるため、障害福祉にかかわる地域の関係者が参加し、障害者地域自立支援協議会を開催します。地域全体で障害福祉に関する課題を共有し、関係機関と連携を図りながら、課題の解決に向けた取組を行います。	障害福祉課	年 3 回	年 3 回
134 (36) (121)	就労支援部会	福祉、労働、教育等の関係機関等の関係者が参加し、地域の就労支援に関する課題等について協議、検討を行い、地域の就労支援ネットワークの構築などに取り組みます。	障害福祉課		年 5 回
135 (37) (122)	相談支援部会	障害福祉にかかわる地域の相談支援機関等の関係者が参加し、地域の相談支援に関する課題等について協議、検討を行い、地域の相談支援体制の充実などに取り組みます。	障害福祉課		年 7 回
136 (38) (123)	精神保健福祉部会	精神保健福祉医療の関係者が参加し、互いに情報共有とネットワーク構築を行うとともに、精神保健福祉に関する課題の抽出と解決に向けた取組を行います。	障害福祉課		年 5 回



通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
137 (40)	難病相談	健康推進課・障害福祉課，障害者センター，保健所，東京都難病相談・支援センターなどの連携・協力により，相談体制の充実に努めます。	障害福祉課	難病等で長期療養の必要がある方へ相談実施，保健所との連携。	継続
138 (41)	教育・就学相談体制の整備	早期から適切な教育相談・就学相談が行えるよう，関係機関と連携し，相談体制の充実に努めます。	学校指導課	個別支援委員会 年18回	継続
139 (42)	進学等への支援	中学校課程修了後は，高等学校や特別支援学校の高等部，専門学校や職業訓練校への通学等，多様な選択が可能になるよう関係機関に要請していきます。	学校指導課	特別支援学級が設置されている中 学校において実施している。	進学について情報提供を図る

## 重点事業 7 サービス人材等の確保

### 1 障害理解・病気理解の促進

目標：障害に応じたサービスを提供することができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
140	教員研修の 推進	学級担任のための障害児教育にかかわる研修会や情報交換等の研修を行います。	学校 指導課	特別支援教育 コーディネート推進 委員会 年4回 特別支援教育 研修会 年5回	継続
141	保育士研修の 推進	障害児療育にかかわる研修を行います。	子ども 子育て 事業課	市立保育所 障害児委員会 対象 研修 (講座及び 見学)	継続

### 2 サービスを担う人材の養成と確保

目標：質の高いサービスを提供することができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
142 (45)	事業者向け 研修	基幹相談支援センターにおいて、障害福祉にかかわる地域の支援者を対象とした虐待防止、権利擁護などに関する研修を実施します。	障害 福祉課		研修の実施
143 (46)	福祉サービス 第三者評価受 審支援事業	サービス提供事業者の第三者評価受審費用を補助し、福祉サービス第三者評価の普及・受審促進を図ります。障害者福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進を図ります。	地域 福祉課	障害福祉サ ービス提供 事業者の第 三者評価受 審件数 6件	継続
144 (47)	日中活動系サ ービス第三者 評価受審支援 事業	日中活動系サービス提供事業者の第三者評価受審費用を補助し、福祉サービス第三者評価の普及・受審促進を図ります。	障害 福祉課	3事業所	継続

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
145	障害の状態に応じた体育指導者の養成・確保	スポーツ推進委員協議会、体育協会及び指定管理者と協力しながら、指導者の人材の養成・確保に努めます。	スポーツ振興課	ニュースポーツ等の研修会や実技研修等に参加	継続
146 (39)	基幹相談支援センターによる地域ネットワーク研修	障害福祉にかかわる地域の関係機関や支援者等を対象に、「地域移行」、「障害と介護の連携」、「障害児支援における福祉・医療・教育の連携」などをテーマとした研修等を実施し、地域のネットワーク構築を進めるとともに、関係者の支援力の向上を図ります。	障害福祉課		継続
147 (43)	相談支援専門員の資質向上	相談支援専門員の資質向上のための各種研修を実施します。また、定期的に相談支援事業所を訪問し、サービス等利用計画等の作成及びケース支援に関して必要な助言を行います。	障害福祉課		継続

### 3 ボランティア等の育成・活動強化

目標：身近な地域で支援してくれる人ができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
148	障害者支援ボランティア養成講座	障害者に対する理解を深め、ボランティアの養成を目指す講座を開催します。公民館くぬぎ教室の活動や運営の紹介を通して、スタッフの養成を行います。	公民館課	説明会は実施なし。近隣の大学等へ呼びかけを行った。	継続
149	市民活動団体等の支援	市民活動センターにて、市民活動団体の「登録制度」による相互の情報交換や協力、連携を図ります。	協働コミュニケーション課	継続 (登録147団体)	継続

### 4 障害当事者・家族への支援

目標：当事者同士で交流することができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28年度 実績	H32年度 目標値
150	障害当事者団体等の育成・支援	障害のある当事者が、様々な活動とおし、自立と社会参加できるよう、当事者団体の育成と支援をします。また、障害福祉ガイドブック等を通じた周知を行います。	障害福祉課	4団体	継続
151 (31) (131)	ピアカウンセリング支援	障害者がかかえる、さまざまな問題の解決にあたるための活動としてのピアカウンセリングに対する支援をします。	障害福祉課	継続	継続

## 5 事業者支援の充実

目標：福祉を支える人材が、安心して働くことができる

通番	事業名 (主な取組)	事業概要 (取組内容)	担当課	H28 年度 実績	H32 年度 目標値
152 (45) (142)	事業者向け 研修	基幹相談支援センターにおいて、障害福祉にかかわる地域の支援者を対象とした虐待防止、権利擁護などに関する研修を実施します。	障害 福祉課		研修の実施
153	日中活動系サービス推進 事業	日中活動系サービスを実施する事業者に対し、運営費を補助します。	障害 福祉課	7 事業所	継続



## 第 5 章

# 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画

### 1 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画の基本的な考え方

#### (1) 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の障害福祉計画の策定に関する基本指針に即して、障害福祉サービス及び相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量並びに確保のための方策を定める計画です。

「障害児福祉計画」は児童福祉法第 33 条の 20 に基づく市町村障害児福祉計画として、障害児通所支援等の提供体制を確保するための方策等を定める計画です。

今回の第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画は、第 4 期（平成 27 年度から平成 29 年度）に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえて内容を見直し、平成 30 年度から平成 32 年度までの計画を定めます。

#### (2) 計画の内容

##### ① 記載すべき事項

第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画では、計画に記載すべき事項として計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標と目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

##### ② 成果目標について

第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画では、国の基本指針に基づき以下の 5 点について、障害福祉計画等の実績及び地域の実情を踏まえて、平成 32 年度を目標年度として成果目標を設定します。

成果目標(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行
成果目標(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
成果目標(3)	地域生活支援拠点等の整備
成果目標(4)	福祉施設から一般就労への移行等
成果目標(5)	障害児支援の提供体制の整備等

③ 障害福祉サービス等，児童福祉法に基づく障害児のサービスの見込量と確保のための方策

平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。また，児童福祉法における障害児への通所サービス及び相談支援についても同様に見込量等を定めます。

④ 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における地域生活支援事業等の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

## 2 国の基本指針に基づく成果目標

### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

障害者の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、今後グループホームや一般住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

#### 【 国の基本指針 】

- 平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 平成 32 年度末時点の施設入所者数を、平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とする。

#### 【 東京都の基本的な考え方 】（案）

- 国の基本指針（平成 28 年度末から 9%以上）に即しつつ、区市町村の実情も踏まえて設定する。
- 入所定員数が、7,344 人（平成 17 年 10 月 1 日時点の定員数）を超えない。

#### 【 市の目標値設定の考え方 】

- 平成 32 年度末までに、平成 28 年度末の施設入所者数 76 人の約 4%にあたる 3 人が、グループホームを利用する等により、地域生活へ移行することを目指します。
- 平成 32 年度末の施設入所者数が、平成 28 年度末時点の施設入所者数を超えないことを目指します。
- 地域生活支援拠点等の整備をはじめ、地域移行の受け皿となる障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図るとともに、国分寺市障害者地域自立支援協議会等を活用し、地域移行を進めるために必要な地域の相談支援体制の構築に向けて検討を進めます。
- 施設入所者の状況を丁寧に把握するとともに、東京都の地域移行促進コーディネーター事業など他の施策も活用しながら、地域移行を希望する施設入所者に対して、相談支援事業者等と連携し、必要な支援を行います。

## 【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活への移行者数	3人	平成32年度末
施設入所者数	76人	平成32年度末

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、国が基本指針で「精神障害者に対応した地域包括システムの構築」を目指す政策理念を設定したことなどを踏まえ、地域の保健・医療・福祉に携わる者を含む様々な関係者が情報共有や連携を行う体制を構築できるよう、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。

### 【 国の基本指針 】

- 平成32年度末までに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

### 【 東京都の基本的な考え方 】

- 検討中

### 【 市の目標値設定の考え方 】

- 地域の保健・医療・福祉関係者による情報共有やネットワーク構築等を行う障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会を、本計画において求められている「保健・医療・福祉関係者による協議の場」として新たに位置づけます。
- 障害者地域自立支援協議会精神保健福祉部会等を活用し、相談支援体制の充実を図るとともに、退院後の精神障害のある方が地域で安定した生活を送るために必要なサービス量を見込み、計画的にサービス提供体制の確保に努めます。

## 【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置	平成32年度末



### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の育成、地域の体制づくり等の5つの機能を持った地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）を整備します。

#### 【 国の基本指針 】

- 平成 32 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本とする。

#### 【 東京都の基本的な考え方 】

- 検討中

#### 【 市の目標値設定の考え方 】

- 平成 32 年度末までに、障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた視点に立ち、社会福祉法人が新たに整備する多機能拠点施設の持つ機能と、既存の国分寺市障害者センターの持つ機能を合わせて面的整備として地域生活支援拠点等に位置づけ、障害者地域自立支援協議会を活用しながら、地域支援体制の整備を推進していきます。

#### 【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
地域生活支援拠点等の整備	整備	平成 32 年度末

#### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、一般就労に移行する人数の数値目標を設定します。また、この目標を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率について目標値を設定します。

そのほか、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行う新たなサービス「就労定着支援」が創設されることを踏まえ、職場定着率についても目標値を設定します。

##### 【 国の基本指針 】

- 平成 32 年度末までに平成 28 年度実績の 1.5 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。
- 福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。
- 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。
- 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80%以上とすることを基本とする。

##### 【 東京都の基本的な考え方 】 (案)

- 国の基本指針に即しつつ、現行計画の実績等を踏まえて目標値を設定  
\* 都、平成 28 年度実績今後調査予定。

##### 【 市の目標値設定の考え方 】

- 市では、国分寺市総合ビジョンのなかで、障害のある人の就労支援を主要テーマとして位置づけ、障害のある人の就労機会の拡大と職場環境の整備のため、障害のある人の一般企業等への就労者数を増やし、継続して働き続けられるよう支援をしています。
- 一般就労への移行者数については、国の基本指針等に即しつつ、市の実情を踏まえ、平成 32 年度に平成 28 年度実績（11 人）の 1.8 倍以上の一般就労への移行実績を達成することを目指す。
- 就労移行支援事業利用者については、国の基本指針等に即し、平成 32 年度末までに平成 28 年度末における利用者数（28 人）の 2 割以上増加することを目指す。

- 国の基本指針等に即し、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指します。
- 各年度における就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率を80%以上とすることを目指します。

### 【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
一般就労への移行者数	20人	平成32年度
就労移行支援事業利用者数	37人	平成32年度末
移行率3割以上の就労移行支援事業所	5割以上	平成32年度末
就労定着支援1年後の就労定着率	80%以上	各年度

## (5) 障害児支援の提供体制の整備等

児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を提供する体制を構築します。

### 【 国の基本指針 】

- 平成32年度末までに、児童発達支援センターを各区市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- 平成32年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各区市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- 平成30年度末までに、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が医療的ケア児支援についての連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

### 【 東京都の基本的な考え方 】

- 検討中

### 【 市の目標値設定の考え方 】

- 国の基本指針に沿って、児童発達支援センターを中心とした地域支援体制を構築するとともに、児童のライフステージに応じた切れ目のない支援と保健，医療，福祉，保育，教育，就労支援等と連携した支援を提供する体制の整備に取り組みます。

### 【 成果目標 】

指標名称	目標数値	目標年度
児童発達支援センターの設置	設置	平成 32 年度末
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	体制構築	平成 32 年度末
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保	平成 32 年度末
医療的ケア児支援の協議の場の設置	設置	平成 32 年度末

### 3 障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策

第5期障害福祉計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービス、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業について、サービス及び事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

各サービス等について、実施に関する考え方及び見込量、見込量確保のための方策を定めます。

#### (1) 訪問系サービス

##### 実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、介護者の高齢化などを勘案して、見込量を設定します。

##### 見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- ・民間事業者が行うヘルパー養成講座に対し、情報周知等の支援を行います。
- ・東京都や東京都社会福祉協議会などが行っている研修などの情報提供を行うとともに、基幹相談支援センターにおいて、権利擁護や差別解消などをテーマにした研修を実施し、サービスの質の向上を図ります。

#### ① 居宅介護

居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

#### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由、重度の知的障害、精神障害であって常時介護が必要な方に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。

### ③ 同行援護

視覚障害により移動に著しい困難を有する方等に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。

### ④ 行動援護

知的障害又は精神障害により、一人での行動が難しい方や常時介護を必要とする方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。

### ⑤ 重度障害者等包括支援

特に介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

## （２）日中活動系サービス

### 実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、生活介護、就労継続支援（B型）及び短期入所のサービス提供基盤の整備動向や、特別支援学校の卒業等による今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

### 見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- ・障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、地域生活支援拠点等の整備のなかで、緊急時の短期入所の受入及び対応に関する支援体制の構築を進めていきます。

### ① 生活介護

常時介護が必要な方に、昼間、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

### ② 自立訓練（機能訓練）

身体障害の方等に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

### ③ 自立訓練（生活訓練）

知的障害又は精神障害のある方に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

### ④ 就労移行支援

一般企業等への就労を希望する障害のある方に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

### ⑤ 就労継続支援（A型）

一般就労が困難な方で、雇用契約に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ⑥ 就労継続支援（B型）

雇用契約に基づく就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

### ⑦ 就労定着支援（平成 30 年度より新設）

就労移行支援等のサービスを利用して一般企業に就職した方に対し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。

### ⑧ 療養介護

医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。

### ⑨ 短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。（※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、医療機関等において実施する「医療型」に分類されます。）

### ⑩ 自立生活援助（平成 30 年度より新設）

施設入所支援や共同生活援助を利用していたり、精神科病院等に入院していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

### (3) 居住系サービス

#### 実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、障害の重度化・高齢化や「親なき後」等によるグループホームの利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

#### 見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・強度行動障害等の重度の障害など、障害の特性に応じたグループホームについて、市内の法人等と連携し、整備促進を図ります。
- ・地域で自分らしい生活を送るために、様々な機会や媒体を通じて、障害への理解を深め、互いを思いやる心を育む「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいきます。

#### ① 共同生活援助

共同生活を営む住居において、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

#### ② 施設入所支援

施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。



## (4) 相談支援

### 実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、障害福祉サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

### 見込量確保のための方策

- ・市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員の資質向上のための各種研修を実施するとともに、定期的に相談支援事業所を訪問し、サービス等利用計画等の作成等に関して必要な助言を行います。
- ・障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- ・サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

### ① 計画相談支援（個別計画作成）

#### ●サービス利用支援

障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行います。

#### ●継続サービス利用支援

サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

### ② 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。

### ③ 地域定着支援

居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に応じます。

【 第 4 期障害福祉サービスの見込量と実績 】

サービス名		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
訪問系サービス	居宅介護	150 人	112 人	152 人	114 人	154 人	120 人
	重度訪問介護	21 人	24 人	22 人	24 人	23 人	26 人
	同行援護	30 人	25 人	32 人	21 人	34 人	23 人
	行動援護	5 人	6 人	5 人	7 人	6 人	6 人
	重度障害者等包括支援	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	0 人
日中活動系サービス	生活介護	217 人	216 人	220 人	219 人	225 人	226 人
	自立訓練（機能訓練）	8 人	5 人	10 人	8 人	12 人	8 人
	自立訓練（生活訓練）	40 人	21 人	42 人	35 人	45 人	41 人
	就労移行支援	30 人	29 人	36 人	28 人	43 人	30 人
	就労継続支援（A型）	12 人	16 人	14 人	18 人	16 人	18 人
	就労継続支援（B型）	155 人	162 人	160 人	175 人	165 人	187 人
	療養介護	12 人	11 人	12 人	12 人	12 人	12 人
	短期入所	87 人	84 人	98 人	90 人	109 人	99 人
居住系サービス	共同生活援助	92 人	90 人	98 人	103 人	100 人	112 人
	施設入所支援	82 人	78 人	82 人	76 人	82 人	78 人
相談支援	計画相談支援	150 人	111 人	160 人	115 人	170 人	120 人
	地域移行支援	1 人	1 人	2 人	1 人	3 人	1 人
	地域定着支援	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

【 第5期障害福祉サービスの見込量 】

サービス名		単位	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	
訪問系サービス	居宅介護	利用時間数	1,315 時間	1,341 時間	1,368 時間	
		利用者数	126 人	132 人	139 人	
	重度訪問介護	利用時間数	7,109 時間	7,820 時間	8,602 時間	
		利用者数	28 人	30 人	33 人	
	同行援護	利用時間数	619 時間	638 時間	657 時間	
		利用者数	23 人	24 人	24 人	
	行動援護	利用時間数	360 時間	420 時間	480 時間	
		利用者数	12 人	14 人	16 人	
	重度障害者等包括支援	利用時間数	0 時間	0 時間	0 時間	
		利用者数	0 人	0 人	0 人	
	日中活動系サービス	生活介護	利用日数	5,047 日	5,551 日	5,885 日
			利用者数	249 人	273 人	290 人
自立訓練（機能訓練）		利用日数	56 日	56 日	56 日	
		利用者数	8 人	8 人	8 人	
自立訓練（生活訓練）		利用日数	563 日	664 日	784 日	
		利用者数	48 人	57 人	67 人	
就労移行支援		利用日数	493 日	522 日	554 日	
		利用者数	32 人	34 人	37 人	
就労継続支援（A型）		利用日数	381 日	400 日	420 日	
		利用者数	19 人	20 人	21 人	
就労継続支援（B型）		利用日数	2,992 日	3,231 日	3,489 日	
		利用者数	202 人	216 人	231 人	
就労定着支援		利用者数	5 人	10 人	15 人	
療養介護		利用者数	13 人	14 人	15 人	
短期入所（福祉型）		利用日数	634 日	716 日	809 日	
		利用者数	98 人	108 人	118 人	
短期入所（医療型）		利用日数	56 日	60 日	63 日	
		利用者数	11 人	11 人	12 人	
自立生活援助		利用者数	2 人	4 人	6 人	
サービス 居住系		共同生活援助	利用者数	123 人	136 人	149 人
	施設入所支援	利用者数	78 人	77 人	76 人	
相談支援	計画相談支援	利用者数	127 人	135 人	143 人	
	地域移行支援	利用者数	2 人	3 人	4 人	
	地域定着支援	利用者数	2 人	3 人	4 人	

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

## 4 障害児支援給付事業の見込量と確保のための方策

### (1) 障害児通所支援

#### 実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、市内及び近隣市の事業所の開設予定や今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

#### 見込量確保のための方策

- ・市内及び近隣のサービス提供事業者との連携を強化するとともに、情報提供や相談など、事業者へ必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図り、サービス提供体制の整備に努めます。
- ・基幹相談支援センター等において、子ども、教育、福祉等の関係機関の連携の強化やサービスの質の向上を目的とした研修等の取組を行います。

#### ① 児童発達支援

療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

#### ② 医療型児童発達支援

肢体不自由で、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。

#### ③ 居宅訪問型児童発達支援（平成 30 年度より新設）

重度の障害等の状態にあつて、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

#### ④ 放課後等デイサービス

学校に就学している障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

#### ⑤ 保育所等訪問支援

児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障害児本人や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

## (2) 障害児相談支援

### 実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、障害児通所支援サービスの今後の利用ニーズを勘案して、見込量を設定します。

### 見込量確保のための方策

- ・市内の相談支援事業所の拡充に向け、既存のサービス提供事業者等に対して、新規参入を働きかけ、情報提供や相談など必要な支援を行い、新規事業者の参入促進を図ります。
- ・基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員の資質向上のための各種研修を実施するとともに、定期的に相談支援事業所を訪問し、サービス等利用計画等の作成等に関して必要な助言を行います。
- ・障害者地域自立支援協議会相談支援部会を中心に、子ども、教育、福祉等の関係機関との連携強化や相談支援の質の向上に向けた取組を行います。
- ・サービス提供事業者に関する情報など地域の社会資源や各種研修等に関する情報を市内の相談支援事業所に情報提供するなど、相談支援体制の充実に努めます。

### ① 障害児相談支援（個別計画作成）

#### ●障害児支援利用援助

障害児通所支援等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画の作成を行います。

#### ●継続障害児支援利用援助

障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

【 第 4 期計画における障害児支援給付事業の見込量と実績 】

サービス名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み
児童発達支援	28 人	58 人	28 人	67 人	35 人	80 人
医療型児童発達支援	6 人	6 人	6 人	5 人	6 人	7 人
放課後等デイサービス	133 人	132 人	137 人	162 人	140 人	213 人
障害児相談支援	40 人	31 人	46 人	44 人	50 人	61 人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

【 第 5 期障害児支援給付事業の見込量 】

サービス名	単位	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
児童発達支援	利用日数	783 日	978 日	1,223 日
	利用者数	100 人	125 人	156 人
医療型児童発達支援	利用日数	72 日	86 日	104 日
	利用者数	8 人	10 人	12 人
訪問型児童発達支援	利用日数	0 日	4 日	8 日
	利用者数	0 人	1 人	2 人
放課後等デイサービス	利用日数	2,770 日	3,297 日	3,923 日
	利用者数	253 人	302 人	359 人
保育所等訪問支援	利用日数	0 日	4 日	8 日
	利用者数	0 人	2 人	4 人
障害児相談支援	利用者数	76 人	95 人	119 人

※ 各年度の末月（3月提供分）における月間の利用見込数。

## 5 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

### (1) 必須事業

#### 実施に関する考え方

- ・利用実績及び利用者数をもとに、また、今後の利用ニーズなどを勘案して、見込量を設定します。

#### 見込量確保のための方策

##### ①理解促進研修・啓発事業

差別解消法の施行により障害理解の更なる促進が必要です。障害者団体等と連携して市民に分かりやすい講演会等を開催し、障害への理解促進を図ります。

##### ②自発的活動支援事業

障害当事者やその家族同士の情報交換のできる自発的な交流活動の支援を図ります。

##### ③相談支援事業

基幹相談支援センター、相談支援事業者、事業所等が連携し、また、障害者地域自立支援協議会の活用を図り、相談支援業務の充実を図ります。

##### ④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の普及に努めます。なお、親族による申立てが困難な判断能力が不十分な障害者について、市が申立てを行います。

##### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度推進機関である社会福祉協議会の権利擁護センターこくぶんじと連携し、後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備に努めるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見活動への支援に取り組みます。

##### ⑥意思疎通支援事業

手話通訳者派遣については、手話奉仕員養成講習会を継続実施し、手話通訳者の確保に努めます。また、市役所での手話通訳者の配置を継続します。

##### ⑦日常生活用具給付等事業

障害福祉ガイドブックなどを通じて事業内容の周知に努めます。また、利便性等を十分に考慮しながら種目の見直し等を検討していきます。

##### ⑧手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員養成研修では、養成講習会を引き続き実施し、通訳者を養成していきます。

### ⑨移動支援事業

移動支援事業については、ヘルパーの充実が課題です。地域住民に対し、事業内容の周知を図り、ヘルパーの確保に努めます。

### ⑩地域活動支援センター

地域活動支援センターについては、関係機関との連携を図りながら支援体制を整え、広く情報提供を行うことにより利用の促進を図ります。

## ① 理解促進研修・啓発事業

地域住民への働きかけを強化することにより、障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去し、共生社会の実現を図ることを目的として、障害のある人等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

## ② 自発的活動支援事業

障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる共生社会の実現を目的として、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組への支援を行います。

## ③ 相談支援事業

### ア 障害者相談支援事業

障害のある人や障害のある児童の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用に関する支援等を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障害のある人等の権利擁護のための必要な支援を行います。

### イ 基幹相談支援センター

障害のある人等の総合的な相談に応じ、権利擁護のために必要な援助を行うほか、関係機関と連携し、障害のある人等が地域で自立して自分らしく生きていけるように支援を行います。また、相談支援体制の強化のために相談支援事業者等に対する研修を実施します。

### ウ 住宅入居等支援事業

地域での単身生活を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、支援を行います（共同生活援助入居者を除く）。



#### ④ 成年後見制度利用支援事業

障害のある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援します。

#### ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

障害のある人の権利擁護を図ることを目的として、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動への支援を行います。

#### ⑥ 意思疎通支援事業

意思疎通の円滑化を図ることを目的として、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等に、意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

#### ⑦ 日常生活用具給付等事業

日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的として、障害のある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

#### ⑧ 手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障害のある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、手話表現技術を習得した人材の養成を行います。

#### ⑨ 移動支援事業

地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的として、屋外での移動が困難な障害のある人等について、外出のための支援を行います。

#### ⑩ 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターⅠ型事業所において、相談支援や専門職員（精神保健福祉士等）による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を行います。

地域活動支援センターⅢ型事業所において、創作的活動又は生産活動の機会の提供や社会との交流の促進等を行います。

## (2) 任意事業

### 見込量確保のための方策

#### ① 日中一時支援事業

日中一時支援事業については、利用の充実が課題です。サービスを担える新たな事業者の参入を促すことなどにより、サービス提供の拡充を図り、身近な場所での利用や今後の利用増に対応できるよう努めます。

#### ② 訪問入浴サービス事業

重度の身体障害のある人の身体の清潔保持等を図るため、訪問入浴サービス事業を継続して実施します。

#### ③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

障害福祉ガイドブック等を通じて事業内容の周知に努めます。

#### ④ 点字・声の広報等発行事業

視覚障害等により、文字による情報入手が困難な人に対し、市報等の音声版での情報提供を図るなど、障害のある人へのわかりやすい情報提供に努めます。

#### ⑤ スポーツ・レクリエーション事業

障害者バスハイク及び障害者運動会・お楽しみ会については、国分寺障害者団体連絡協議会と連携し、事業内容の充実を図ります。なお、障害者運動会・お楽しみ会については、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催を視野に入れ、庁内各課とのさらなる連携・協力を図り、実施していきます。

#### ① 日中一時支援事業

障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害のある人等の日中における活動の場を確保します。

#### ② 訪問入浴サービス事業

重度の身体障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として、訪問により居宅において入浴サービスを提供します。

#### ③ 自動車運転免許取得・改造助成事業

身体障害又は知的障害のある人が自動車運転免許を取得する際の費用及び身体障害のある人が自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

#### ④ 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障害のある人等に対して、点訳、音声訳その他障害のある人等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等の障害者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活をする上で必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜提供します。

#### ⑤ スポーツ・レクリエーション事業

障害のある人等の体力増強、交流、又は障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会などを開催し、障害のある人がスポーツ・レクリエーションに触れる機会等を提供します。

【 第 4 期計画における地域生活支援事業の見込量と実績 】

事業名	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込み	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	相談支援事業						
	①障害者相談支援事業	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所
	②基幹相談支援センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	③住宅入居等支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	成年後見制度利用支援事業	1 人	1 人	1 人	3 人	1 人	3 人
	成年後見制度法人後見支援事業	0 人	実施	0 人	実施	1 人	実施
	意思疎通支援事業						
	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	120 人	260 人	123 人	326 人	127 人	329 人
	②指文字通訳者派遣事業	10 人	6 人	10 人	9 人	10 人	9 人
	③対面朗読者派遣事業	47 人	37 人	48 人	34 人	50 人	35 人
	④手話通訳者設置事業	検討	検討	1 人	実施	1 人	実施
	日常生活用具給付等事業						
	合計	1,855 件	2,008 件	1,933 件	1,997 件	2,013 件	2,068 件
	①介護・訓練支援用具	12 件	7 件	13 件	1 件	14 件	4 件
	②自立生活支援用具	17 件	17 件	18 件	14 件	19 件	14 件
	③在宅療養等支援用具	8 件	16 件	8 件	18 件	9 件	15 件
	④情報・意思疎通支援用具	17 件	11 件	18 件	30 件	19 件	17 件
	⑤排泄管理支援用具	1,797 件	1,953 件	1,872 件	1,931 件	1,947 件	1,988 件
	⑥居宅生活動作補助用具	4 件	4 件	4 件	3 件	5 件	2 件
	手話奉仕員養成研修事業	63 人	89 人	66 人	71 人	69 人	71 人
	移動支援事業	165 人	164 人	168 人	166 人	171 人	174 人
	地域活動支援センター事業						
	①地域活動支援センター（Ⅰ型）	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	②地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型）	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
任意事業	日中一時支援事業	6 箇所	7 箇所	6 箇所	7 箇所	6 箇所	7 箇所
		105 人	100 人	110 人	92 人	115 人	97 人
	訪問入浴サービス事業	20 人	13 人	21 人	12 人	22 人	12 人
	自動車運転免許取得・改造助成事業	1 人	2 人	1 人	1 人	1 人	2 人
	点字・声の広報等発行事業	CD ほか	CD ほか	CD ほか	CD ほか	CD ほか	CD ほか
スポーツ・レクリエーション教室開催等	実施	実施	実施	実施	実施	実施	

【 第5期計画における地域生活支援事業の見込量 】

事業名		平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度
必須事業	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施
	自発的活動支援事業	実施	実施	実施
	相談支援事業			
	①障害者相談支援事業	5箇所	5箇所	5箇所
	②基幹相談支援センター	1箇所	1箇所	1箇所
	③住宅入居等支援事業	実施	実施	実施
	成年後見制度利用支援事業	3人	4人	5人
	成年後見制度法人後見支援事業	実施	実施	実施
	意思疎通支援事業			
	①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	333人	336人	339人
	②指文字通訳者派遣事業	9人	9人	9人
	③対面朗読者派遣事業	36人	37人	38人
	④手話通訳者設置事業	実施	実施	実施
	日常生活用具給付等事業			
	合計	2,144件	2,226件	2,316件
	①介護・訓練支援用具	4件	4件	4件
	②自立生活支援用具	14件	14件	14件
	③在宅療養等支援用具	15件	15件	15件
	④情報・意思疎通支援用具	17件	17件	17件
	⑤排泄管理支援用具	2,047件	2,108件	2,171件
	⑥居宅生活動作補助用具	2件	2件	2件
	手話奉仕員養成研修事業	73人	75人	77人
	移動支援事業	183人	192人	202人
地域活動支援センター事業				
①地域活動支援センター（Ⅰ型）	3箇所	3箇所	3箇所	
②地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型）	1箇所	1箇所	1箇所	
任意事業	日中一時支援事業	102人	107人	112人
	訪問入浴サービス事業	12人	12人	12人
	自動車運転免許取得・改造助成事業	2人	2人	2人
	点字・声の広報等発行事業	CDほか	CDほか	CDほか
	スポーツ・レクリエーション事業	実施	実施	実施



## 第 6 章

# 計画の推進

### 1 推進体制の整備

#### (1) 全庁的な施策の推進

障害者施策は、福祉、保健、医療、教育、まちづくり、防災など広範囲にわたっています。障害者計画の理念を具現化するために、障害福祉課を中心として、関係機関と連携し、施策の推進を図っていきます。

#### (2) 計画の進行状況の管理体制

この計画を着実に推進するためには、計画の進捗状況を評価し、必要に応じて見直しを行うことのできる進行管理体制が必要です。

そのため、障害者施策推進協議会を中心として、関係機関と連携を図り、具体的に施策の実施状況を確認し、評価、見直しを行う機会を設け、計画の着実な推進を図ります。

具体的には、障害福祉計画及び障害児福祉計画の成果目標、サービス見込量等の達成状況について評価を行い、その後の施策の推進に反映できるよう、PDCAサイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）による効率的な進行管理を行います。

また、障害者地域自立支援協議会を活用し、幅広い関係者により、地域の様々な課題について共有し、課題の解決につながる計画の具体的な実施等について検討をするものとしします。

---

## 2 障害者地域自立支援協議会の活用

---

障害者地域自立支援協議会は、障害のある人を支えるための地域づくりの中核として、相談支援の在り方や困難事例への対応など、地域の課題を共有し、解決に向けて関係者が集まり協議を行う場です。計画の推進に当たっては、協議会を積極的に活用し、関係機関のネットワークを活かして市の障害者施策の充実を図ります。

---

## 3 市民、各機関及び事業者等との協働

---

この計画を推進していくためには、行政のみならず、当事者団体、市民団体、ボランティア、各事業所、各関係機関等、そして、地域の人々の協力と参加が必要です。障害のある人をはじめとして、各種団体や機関それぞれが緊密に連携・協力し、地域の中で障害のある人が自立して生活できるよう、支援体制を構築します。

また、こうしたネットワークを活かし、障害のある人のニーズ、地域の課題の把握を行い、施策の充実へと結びつけていきます。

---

## 4 国・都への要望

---

計画の着実な推進のために、障害福祉サービスを始めとした障害に係る制度全般の枠組みや広域的又は専門性の高い事業について、国・都に対し改善の働きかけを行っていきます。また、施策実施に当たり必要となる財源確保のため、財政的支援についても継続的に要望します。



# 資料編

## 1 国分寺市障害者施策推進協議会設置条例

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号。以下「法」という。)第36条(都道府県等における合議制の機関)第4項の規定に基づき、市の障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国分寺市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 法第11条(障害者基本計画等)第3項に規定する市町村障害者計画に関し、同条第6項(同条第9項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理すること。
  - (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視すること。
  - (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。
- 2 協議会は、前項に規定する事務を処理するほか、障害者福祉の推進に関する重要事項について、市長に建議することができる。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員9人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

- (1) 市内の障害者団体の代表者 1人以内
- (2) 市内に住む障害者又は市内に住む障害者若しくは障害児(以下「障害者等」という。)の家族 2人以内
- (3) 障害者等の就労支援を行う市内の関係機関の代表者 1人以内
- (4) 市内の地域活動支援センターの代表者 1人以内
- (5) 特別支援学校の教員 1人以内
- (6) 民生委員の代表者 1人以内



(7) 識見を有する者 2人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 協議会の会議は、公開する。ただし、国分寺市附属機関の設置及び運営の基本に関する条例（平成11年条例第26号）第5条（会議の公開）ただし書の規定に該当する場合は、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この条例の施行の前日においても、第3条に規定する委員の委嘱その他のこの条例に基づく協議会の運営に関する事務の実施に必要な準備行為をすることができる。

## 2 国分寺市障害者施策推進協議会委員名簿

※敬称略

		氏名	所属団体等	区分 (第3条)
1		柴田 洋 弥	国分寺障害者団体連絡協議会	第1号
2		福 島 英 明	公募委員	第2号
3		土 屋 由 美	公募委員	第2号
4		青 柳 忠 義	国分寺市障害者就労支援センター	第3号
5	○	阿 部 由 美	地域活動支援センターつばさ	第4号
6		笹 本 秋 夫	東京都立小平特別支援学校	第5号
7		坂 本 喜 久 子	国分寺市民生委員・児童委員協議会	第6号
8	◎	大 塚 晃	上智大学総合人間科学部社会福祉学科	第7号
9		中 西 紀 子	第二東京弁護士会	第7号

※会長は◎、副会長は○

### 3 計画策定の経過

日時	主な内容	詳細
平成 29 年 4 月 24 日	第 1 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害福祉計画等の位置づけ、策定体制について (2) アンケート案について
平成 29 年 6 月中旬から 8 月上旬	アンケート調査	市内在住又は施設等に入所し、市で援護を実施している障害のある人から無作為抽出 配布数 3,500 通 回答数 1,772 通 (回答率 50.6%)
平成 29 年 8 月 9 日	第 2 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画・障害福祉計画の平成 28 年度実績について
平成 29 年 9 月 13 日から 10 月 30 日	関係団体懇談会等	・懇談会 6 団体実施 ・障害者地域自立支援協議会全体会・各専門部会での報告及び意見聴取の実施
平成 29 年 10 月 12 日	第 3 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画実施計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について (2) 障害者計画・障害福祉計画の平成 28 年度実績評価(答申)について
平成 29 年 11 月 13 日	第 4 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画実施計画・障害福祉計画・障害児福祉計画(案)について (2) 障害者計画・障害福祉計画の平成 28 年度実績評価(答申)について
平成 29 年 12 月下旬から 平成 30 年 1 月	パブリック・コメント	
平成 30 年 1 月 6 日(午前・午後) 1 月 12 日 1 月 16 日	市民説明会	・ 4 回開催
平成 30 年 2 月	第 5 回 障害者施策推進協議会	(1) 障害者計画実施計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の策定(答申)について

## 4 用語解説

※ページ数は本文中の初出ページです

用語	解説
アルファベット	
PDCA サイクル P67	マネジメントサイクルの一つで、Plan(計画)→Do(実施)→Check(評価)→Act(改善)のプロセスを順に実施し、継続的な改善活動を推進していくシステム。最後の Act では Check の結果を次の Plan に反映させて、システムを循環させていきます。国からの 2015 年度から始まる障害福祉計画に係る基本指針の見直しの中で、PDCA サイクルが導入されました。
か行	
基幹相談支援センター P4	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、総合的あるいは専門的な相談、情報提供、助言等を行うとともに、地域の相談支援事業者間の連絡調整や、関係機関の連携の支援なども担います。
グループホーム P8	病気や障害などで日常生活の自立に困難のある人たちが専門スタッフ等による支援を受けながら少人数で共同して、地域社会に溶け込んで生活する形態。
高次脳機能障害 P10	病気やケガなど、様々な原因によって脳に損傷をきたしたために生じる言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障害。
工賃 P8	雇用契約を結ばずに障害者就労施設で働く障害のある方に対して支払われるもの。障害者就労施設は、生産活動に係る事業の収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として利用者に支払うこととされています。
合理的配慮 P17	障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと。
こどもの発達センター つくしんぼ P31	心身の発達に心配のある児童を対象に、発達支援や保護者からの相談に対する指導助言を行う市の施設。関係機関と連携を図りながら、児童の発達や子育てに関する総合的な支援を行います。
さ行	
児童福祉法 P1	児童が良好な環境において生まれ、かつ、心身ともに健やかに育成されるよう、保育、母子保護、児童虐待防止対策を含むすべての児童の福祉を支援する法律。児童福祉法の改正により、障害児通所支援等の提供体制を確保するため、市町村において障害児福祉計画を策定するものと規定されました。
障害児通所支援 P2	障害のある児童が、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識技能の習得又は集団生活への適応のための訓練を受けることを目的としたサービス。児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援がこれに含まれます。

用語	解説
さ行	
障害者基本法 P1	障害者施策の基本を定めた法律。障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを目的とし、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害福祉に関わる施策の基本となる事項を定めています。
障害者差別解消法 P1	障害者基本法の基本理念に沿って、障害を理由とする差別を解消することを目的とした法律。2016年（平成28年）施行。障害者に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけています。
障害者総合支援法 P1	2012年（平成24年）に、障害者自立支援法を改正して成立。障害者の範囲に難病等を追加し、難病患者等が障害福祉サービスの給付対象に含まれるようになりました。重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助の一元化などは2014年（平成26年）4月から実施されています。
障害者優先調達推進法 P15	障害者就労施設等で就労する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的に、2013年（平成25年）4月に施行された法律。
障害者地域自立支援協議会 P3	障害のある方が地域で安心して生き生きと暮らせるまちの実現のため、市が、障害者総合支援法に基づき、保健・医療、福祉、教育、就労などの地域の関係者が集まって、協働をする場として設置。地域で障害のある方を支えるための「まちづくり」の中核として、地域課題等について協議し、解決に向けた具体的な取組を行います。
情報アクセシビリティ P13	パソコンやスマートフォンなどによる情報やサービスの受けとりやすさのこと。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障害者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること。
身体障害 P10	視覚、聴覚、肢体などの身体機能に障害がある状態のこと。視覚障害、聴覚障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由、内部障害（心臓機能障害）、呼吸器機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害、免疫機能障害、肝臓機能障害、計12種類があります。
精神障害 P4	統合失調症、気分障害（うつ病、双極性障害など）、アルコール薬物依存症などの精神疾患のため精神機能の障害が生じ、日常生活や社会参加に困難をきたしている状態のこと。
成年後見制度 P4	認知症高齢者や知的障害者、精神障害者などの判断能力が十分でない人に対して、代理権などを付与された後見人が、本人の意思を尊重しつつ本人を保護（財産管理や身上監護）する制度。家庭裁判所が判断能力の十分でない人の後見人を選任する「法定後見」と、本人が将来の判断能力低下に備えてあらかじめ後見人を選び契約しておく「任意後見」があります。

用語	解説
た行	
地域生活支援事業 P42	障害者総合支援法第 77, 78 条の規定に基づいて市町村, 都道府県が行う事業。「必須事業」と「任意事業」があります。
知的障害 P8	知能(知的機能)の発達が幼少期から遅れ, 社会生活をする上で困難を生じている状態のこと。一般的には金銭管理, 読み書き, 計算, こみいった会話などの理解や判断が不得手であるなどがあげられます。
特別支援学校 P22	学校教育法に基づき, 障害のある人が, 幼稚園, 小学校, 中学校及び高等学校に準ずる教育を受け, 障害による学習上又は生活上の困難を克服し, 自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置された学校。従来, 盲学校, ろう学校及び養護学校といった障害種別に分かれたものも, 同一の学校種に統一されました。

な行	
難病 P5	症例が少なく原因が不明で, 治療方法が確立しておらず, 生活面で長期に支障をきたすおそれがある疾患のこと。経過が慢性になると, 経済的な問題だけでなく介護などに人手を要するために家庭の負担が重く, また, 精神的にも負担が大きくなります。
ネットワーク P13	各主体を網の目のように結び, つなぐこと。サービス提供においては, 「サービス提供主体間の情報交換を促し, 情報の共有化を図るとともに, 協力・連携体制を構築すること」を意味します。

は行	
発達障害 P9	発達障害者支援法上の定義では脳機能の障害であって, その症状が, 通常の場合は低年齢において発現し, 心理的発達障害及び行動情緒の障害が対象とされています。具体的には, 自閉症やアスペルガー症候群その他の広汎性発達障害, 注意欠陥多動性障害(ADHD)などがこれに含まれます。
バリアフリー P9	「障害のある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去(フリー)する」という意味で, 建物や道路などの段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが, より広く, 「社会参加を困難にしている社会的, 制度的, 心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用います。「心のバリアフリー」は, そのバリアフリーを心理的な面において行うことで, 「人々の意識にある『障害』や, 障害のある人に対する差別や偏見, 理解の不足, 誤解などに起因するバリアを取り除くこと」を意味します。
ピアカウンセリング P21	障害のある人が自らの体験を生かし, 同じ仲間である他の障害のある人の相談に応じ, 問題の解決を図ること。障害のある人の場合だけでなく, 障害のある児童の親, がん患者, 高齢者などさまざまな分野に広がっています。
福祉的就労 P8	一般企業での就労が困難な障害のある人が, 各種の小規模作業所等で職業訓練等を受けながら作業を行うことです。

用語	解説
や行	
ユニバーサルデザイン P13	障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるような製品や建築物、生活空間などのデザインのこと。「バリアフリー」が元々あったバリア（障壁）を事後的に取り除く考え方のことであるのに対して、「ユニバーサルデザイン」は、事前の設計段階から、性別や年齢、障害の有無にかかわらず、すべての人にとって安全で快適、使いやすいことを目指す考え方のことをいいます。

ら行	
ライフステージ P4	人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分され、それぞれの段階ごとに特徴的な悩みや問題などがみられます。
療育 P11	心身に障害のある児童について、早期に適切な治療等を行い、障害の軽減を図りながら育成すること。「治療」、「育成」、「教育」等を合わせて作られた言葉です。